

平成28年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成28年12月14日(水)

東洋町議会

余 白

平成28年第4回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 平成28年12月14日(水) 午前9時00分宣告
出席議員 (8名)

議長	今宮 裕明 君	副議長8番	西岡 尚宏 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	高島 俊彦 君	4番	小松 熙 君
5番	武山 裕一 君	6番	小野 正路 君
7番	田島毅三夫 君		

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	川田真由美 君
教育長	奈良崎幸一 君
総務課長	生松 克祐 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	光本 孔士 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教育次長	藤村明美智 君
地域包括支援	
センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	大坪 靖幸 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	田岡いずみ 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	原田 容子

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 6番 小野 正路 君 7番 田島 毅三夫 君

平成28年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成28年12月14日(水) 午前9時00分開議

- | | | |
|---------|--------|---|
| [日程第1] | 承認第7号 | 専決処分事項「平成28年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第2] | 議案第43号 | 東洋町債権管理条例を定めることについて |
| [日程第3] | 議案第44号 | 東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第4] | 議案第45号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第5] | 議案第46号 | 町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて |
| [日程第6] | 議案第47号 | 教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて |
| [日程第7] | 議案第48号 | 議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第8] | 議案第49号 | 平成28年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて |
| [日程第9] | 議案第50号 | 平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて |
| [日程第10] | 議案第51号 | 平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて |
| [日程第11] | 議案第52号 | 平成28年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて |
| [日程第12] | 議案第53号 | 平成28年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて |
| [日程第13] | 議案第54号 | 東洋町過疎地域自立促進計画の変更について |

- [日程第14] 発議第3号 参議院選挙の合区の見直しに関する意見書について
- [日程第15] 発議第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- [日程第16] 発議第5号 町長の専決処分事項の指定について
- [日程第17] 委員会報告 総務教育民生常任委員会
産業建設常任委員会
- [日程第18] 議員派遣について
- [日程第19] 閉会中の継続審査・調査の申出について
- (1) 総務教育民生常任委員会
 - (2) 産業建設常任委員会
 - (3) 議会運営委員会
- [日程第20] 一般質問

平成28年第4回東洋町議会定例会 平成28年12月14日 水曜日
議事のでんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

直ちに、平成28年第4回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間：9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、専決処分事項補正予算1件、条例6件、補正予算5件、発議3件、報告1件、その他1件、議員派遣1件、閉会中の継続審査・調査の申し出1件の計19件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

12月8日、総務教育民生常任委員会を開催し、その報告書が届いております。

総務教育民生常任委員長から、本定例会の開会日に付託を受けた参議院選挙の合区の見直しに関する意見書、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書は採択、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書は継続審査との報告がありました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第1、承認第7号、専決処分事項 平成28年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出された、すべての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べる事ができないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により、注意し、なお、従わない場合は、発言を禁止します。次に、試行として反問権を導入します。執行部は反問する場合、反問しますと発言のうえ、挙手願います。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第7号、専決処分事項 平成28年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

<p>1 番議員</p>	<p>日程第 2、議案第 4 3 号、東洋町債権管理条例を定めることについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告がありましたので、順次、これを許します。</p> <p>1 番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>議長、質疑の機会をいただきありがとうございます。できる限り簡潔に行いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>議案第 4 3 号、東洋町債権管理条例を定める条例案について、1 つ目の質問です。</p> <p>第 2 条で用語の意義を定めており、各号に定める債権の定義は理解できるが、現実的に本町において定義で定める債権ごとにどのような債権が想定されているか、明確な分類を別表等で示すお考えはないかどうか、お聞きをします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
<p>税務課長</p>	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>福島議員のご質問にお答えします。</p> <p>この第 2 条で債権の定義を強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権と定めておりますが、この定義に照らし合わせて本町の債権を別表でお示しする考えはないかというご質問ですけ</p>

れども、今回、お手元に配布をしておりますA4版横版の公債権と私債権の資料をご覧になっていただきたいと思います。

急遽、資料を作成しましたので、抜かり等があるかもしれませんが、ご了承していただきたいと思います。

基本的には、この表にお示しをしている債権が本町の債権でございます。

まず、強制徴収公債権でございますが、租税債権及び地方税の滞納処分の例により強制徴収ができる公法上の債権でございます。本町では、町民税や固定資産税などの町税、また、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、下水道料、道路占用料などがございます。

次に、非強制徴収公債権でございますが、この債権は地方税の滞納処分の例により強制徴収を行うことができない、また、民事執行法に基づき担保権の実行とか支払督促、訴訟などの裁判所での手続きが必要な公法上の債権でございます。

本町に照らし合わせますと、公民館、ふれあい館なごみ、町民会館、斎場、福祉センターなどの行政財産の使用料が本町の債権の対象となります。

次に、私債権でございますが、この債権は契約など当事者間の合意、私法上の原因に基づいて発生する債権でございます。民事執行法に基づき、支払督促や訴訟などの裁判所での手続きが必要な債権でございます。本町では、町営住宅の家賃、また、住宅新築資金、ふるさと創生育英資金などの各種貸付金が対象となります。

福島議員のご質問にあるように、債権の種類ごとに債権の徴収や時効の根拠法令、延滞金や強制徴収、また、時効中断や援

<p>議長</p> <p>1 番議員</p>	<p>用などの根拠法令などの明確な分類表を現在制作中でありまして、でき次第またお示しする準備もしております。</p> <p>ご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1 番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>再問です。</p> <p>私が調べた資料によりますとですね、まず、この提示された資料は、公債権として、強制徴収できる債権と強制徴収ができない債権と、2つに分けています。</p> <p>このやり方よりかですね、強制徴収できる債権と非強制徴収できない債権と大きく分けてですね、その中で公債権を2つに分類して、私債権も当然この非強制徴収できない債権になりますので、ほんとはこれもここに入るということで、間違いありませんか。</p> <p>その説明、ちょっと補足で申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
<p>税務課長</p>	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えします。</p> <p>この表で言いますと強制徴収公債権だけが地方税法による滞納処分ができる公法上の公債権、下の2つがですね、裁判所な</p>

議長	<p>どの手続きをふまないといけない債権ということになります。</p> <p>この表についてはですね、またわかりやすく作成をしますので、その時にまたご参照していただきたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>2つ目の質問です。</p> <p>条例全体を見てもみますとですね、債権管理における措置等にですね、債務者が応じない場合に、相当な期間を経過して次の措置を行うとした条文がいくつかございます。</p> <p>第1条に定めるですね、債権の管理の適正を期すの目的を遂行するためにはですね、明確な期間を定める考えはないかということをお聞きします。</p> <p>この件については、すでに施行規則で定めているようですので、その施行規則の一部、説明をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
税務課長	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>このご質問は、条例の中に、相当な期間を経過してという文言が何箇所かございます。</p>

この期間は、別添に東洋町債権管理条例施行規則案をお示し
をしております。その中で若干、ご説明をさせていただきます。

まず、条例文の第7条でございます。この第7条には、督促
の規定を設けてあります。この督促の規定で、規則では履行期
限後20日以内に行い、納期限は督促を発した日から起算して
10日を経過した日とするということに定めております。

また、条例の中の3ページの第9条でございますが、強制執
行等、それと、5ページの第12条徴収停止、それと、7ペー
ジの第15条の債権の放棄に規定する相当の期間は、1年と規
定することとしております。また、5ページの13条履行延期
の特約ですが、履行延期の特約を認めるときは、申請書または、
債務承認及び納付誓約書の提出があった日から1年以内とい
うふうに定めることとしております。

今回、この規則をお示ししておりますが、今後、要綱も含め
て議会にもご相談し、整備をし、でき次第また議会の方にもお
示しをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いい
たします。

議長

(今宮 裕明議長)

次に、7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

議案第43号、町債権管理条例の制定について、何点か質疑
させていただきます。

1番目の質疑から入りますが、条例にはですね、町長報告で
は、水道や貸付金などの私債権の徴収も適切に行うとありまし

<p>議長</p>	<p>た。</p> <p>これは、最終的には議会報告するというものでありましたけれども、報告でありましたのでお聞きしますが、議会を通さない以上、町長の私情の入れないように、執行部内に適正に処理する何らかの防御機能は必要ではないかという質問でございます。</p> <p>答弁をよろしく申し上げます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
<p>税務課長</p>	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>この債権管理条例を適正に処理するため、何らかの機能はないかというご質問ですが、今回、お手元に黄色の表紙の債権管理施行規則をお示しをしておりますが、この規則の中の第16条、ページで言いますと6ページでございます。</p> <p>第16条に、債権管理について、重要な事項について検討するため債権管理委員会を設置をするという規定を設けてあります。</p> <p>この委員会は、町長を除く副町長以下の管理職員で組織をすることとしております。また、その下部組織としまして、補佐を含め担当職員で組織する作業部会も設置をすることとしております。</p> <p>今回、債権管理条例施行規則案をお示しをしておりますが、本町の債権の種類とか債権額の状況に応じて、再度、内容を精</p>

町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>田島議員の再問にお答えします。</p> <p>町の債権となりますと、守秘義務の関係も出てきますので行政委員の方とか、といった方々も委員に入るということは、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。</p> <p>先ほどの税務課長の説明のように、所管課長、どこの課でもだいたい債権は抱えております。ですので、ほとんどの課長が委員会の委員になって作業部会として補佐職を充てると、そういった流れの中で債権の情報の共有化をして、組織として取り組んでいくというふうに考えております。</p> <p>当然、困難な事案も出てこようかと思いますので、そのときは、弁護士なりに相談しながらですね、進めていきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>町長からそういうことを説明いただきました。</p> <p>確かにそういうことに対する、いちいち項目に追われてですね、この場合はこうする、こう言う場合をというように該当する項目を挙げております確かに。</p> <p>しかしながら、そのですね、グレーゾーンといいますか、その範囲がですね、ゾーンがですね、ものすごく広いんですよ。どちらにでも判断できるというような項目がだいぶあるんです</p>

	<p>よね。</p> <p>そういう意味から、今、質問してもらおうたんですけど、今後、規則あるいは、要綱ができる段階でまた勉強させていただいて、問題があれば指摘させていただきたいと思います。</p> <p>それでは、2つ目の質問に移らせてもらいます。</p> <p>条例の第15条にではね、債務者が死亡し、その物件評価額が、債務額より低い場合、全部もしくは一部を放棄できるとありますが、一部放棄とは、例え、満額回収できなくても、町の被害を少なくするためには、評価額が低くても処分し、傷を浅くするというのでしょうか、お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
税務課長	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>そのとおりでございます。この条例の第15条の第1項第2号の規定でありますように、評価額が低くても低いなりに処分し、不足分を放棄すべきではないかということですので、そのとおりしていくのが、町の債権の整理していくうえでは、一番えい方法だと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>この15条にはですね、債務者が死亡しとこういうことになっておりますけれども、これは、例えば連帯保証人、あるいは、またその債務者のですね、子どもさんとか、あるいは、財産相続をしたような方もおられると思うんですが、そういう人すべてが、どうにもいなくなったという段階のことですね。</p> <p>答弁をお願いします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
税務課長	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>この2番の質問がですね、最初の方が冒頭抜かっておりましたのでお答えをいたします。</p> <p>この条例の第15条第1項第2号の規定では、債務者が死亡し、限定承認があった場合において、債権の放棄ができるという規定を設けております。</p> <p>この相続が開始した場合には、相続人は単純相続、相続放棄、限定承認の中から選択をすることができます。この限定承認は、債務者がどの程度債務があるか不明であり、財産が残る可能性もある場合に、その相続人がその債務の負担を受継ぐことを限定承認といいます。この相続の限定承認は、相続財産のうち、負債などを弁済し、プラス財産があれば、その財産を承継することとなります。この限定承認は、プラス財産があった場合だけ、相続をすることができるということになっておりま</p>

	<p>す。</p> <p>この田島議員のご質問にある、債務者が死亡しその物件がということなんですけれども、この2号の規定に限定承認したのに相続財産を町の債権に充て、なお、その債権が残った場合、残った債権を放棄することができるという旨の規定となっておりますので、ご質問のとおり、財産の換価額が低くても、低いなりの換価処分をし、残った町の財産は、ご質問のとおり、放棄をすることになります。</p> <p>ご理解をお願いいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それでは、3番目の質問に入らせてもらいます。</p> <p>条例第15条の2には、債権放棄の場合は、議会報告するとありますが、放棄決定は、事後報告でなく、議決案件にすべきではないかという質問であります。</p> <p>町長からお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
税務課長	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>15条の議会に報告する議決決定は、事後報告ではなく、議</p>

決事項にすべきではないかというご質問でございます。

この地方自治法の96条には、第1号から12号まで議会で議決する事件を定めております。その中の第1項、第10号には、法律もしくは、これに基づく政令または、条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄することと議会の議決事項が自治法に規定されております。

この条文の中の条例に特別の定めがある場合とは、今回、提案をさせていただいております東洋町債権管理条例のことでございます。条例で定めがある場合には、個々の権利放棄は議決を要しないということになりますが、権利放棄ができる基準等については、規則等で定めることとしております。規則で定める細部に渡っての債権放棄ができる基準については、今後、議会にも相談させていただいて、規則を整備したいと考えております。

今回、提案をしております、債権管理条例を議決していただくことによって、本町にたくさんあります約260件の私債権の滞納整理が効率的に事務処理を行うことができるようになります。この債権放棄する債権については、必要に応じて議会に報告させていただきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

この条例の議案資料の7ページでございますが、この中に15条でございますが、この中に債権放棄ができる5つの規定を条例で定めております。1つ目が、破産法や会社更生法の規定により債務者が非強制徴収権を免れたとき、また、債務者が死亡し、先ほどご説明したとおり、限定承認があったとき、それと、3つ目が、徴収停止の措置をとった日から一年を経過した

	<p>後、なお、履行させることが著しく困難であると認められるとき、これは地方自治法の施行令の171条の5に規定されております。次に、強制執行のうち、債務者が資力の回復が困難で履行される見込みがないと認められるときということ、これも自治法の施行令の171条の2に規定をされております。それと、5つ目が、消滅時効にかかる時効期間が満了したときという5つの項目に該当すれば放棄ができるという規定となっております。</p> <p>よろしく願いをいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>私がどうしてこういう質問をしたかということですね、先ほど課長の方から答弁がありましたが、債務者が結局払えなくなった状態とか、あるいはまた、その能力がなくなった状態、そういうことはですね、どうやってそれを確定するかというね、そのことをちょっとうちは疑問に思っているんですよ、そのゾーンをね。どこまでが払えないのか、あるいは、またその生活をするための基本的なお金といいますか、それは残したうえで、あとどれまでが払えない状況にあるのか、判断するのか、これもあるやないかと言うて抑えるえのか、あるいは、それは生活費のなか、あるいは、またそのちょっとした余裕的なものまで認めるのかというようなところまでね、どうやって判断するのかという疑問があったために、こういう質問さしてもらい</p>

	<p>ました。</p> <p>こういうことまでどうですか、管理委員会は、そこまで関与できるんでしょうか、町長判断に対してですね、管理委員会の方からクレーム、あるいは、再審査というようなことまで言える権限があるんでしょうか。</p> <p>そこだけ、教えてください。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>基本的にはですね、管理委員会のなかで精査をしていただくこととなりますが、債権の放棄となりますと、やはり基本的には議会の議決を要するというのが基本だというふうに思っております。</p> <p>ただ、いろんな案件のなかでですね、先ほど5項目くらいを条例の中で書かしていただいておりますが、これは上法といいますか、この条例以上のもので判断される、例えば、破産法でありますとか、相続法に基づくものでありますとか、そういった上の法のなかで、町が、もうどうしようもないというものについては、この条例を適用させていただきまして、放棄をして事後報告ということになりますけれども、その他の案件につきましても、当然、議会の議決が必要というふうに考えております。</p> <p>そのなかでですね、精査していくなかで、他町村の例なんかを見てみますと、町長が専決処分できるという金額なども示し</p>

	<p>ている自治体もあります。</p> <p>例えば、少額訴訟の額がだいたい1件60万ということになっております。ですので、60万円以下の徴収できないような債権につきましても、専決処分をしてですね、この条例に基づいて処理する。それから、それ以上のものについては、議会の議決案件として上程するというようにしている自治体もあるわけですが、これから、規則のなかでですね、この基準というものを示してですね、できれば180条の関係なんかも整理をしていければなというふうに思っておりますが、まだですね、精査の段階でございますので、4月までには規則のなかで示していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これは、お願ひじゃないけれども、要望しておきます。</p> <p>このですね、報告事項のなかにこうなっているんですよ。その事案の名称と金額、放棄日、放棄理由、そして、最後に町長の認める事項と、こうなっているんですよ。</p> <p>そこでまた、ちょっと、うちが不安になったというのは、そこで、この町長の認める事項に対して、管理委員会がしっかりと、これから、要綱、あるいは、規則のなかでね、フォローしていただければと思っております。</p> <p>それは、よろしくお願ひしちよきます。</p>

	<p>それでは、4番目の質問に入ります。</p> <p>条例及び規則に規定はありませんが、家屋などの物件を法的に差し押さえても、競売で不落になれば、どうするのでしょうか。以後、管理責任や、その物件のですね、物件の以後の管理責任や防災上、取壊すときの費用などは、債務者が持つのか、あるいは、債権者が持つのか、お聞きしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
税務課長	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>この裁判所での競売物件は、売却されるまで何回か実施をいたしますが、結果的に不落となれば、当面、留保して、ある一定の期間を経過すると、その判断をどうするかということで差押さえ解除も含めて、債権管理委員会で協議するということになります。</p> <p>それと、取壊す費用ですけれども、基本的には不落以後の家屋については、家の所有者が取壊すということになります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

<p>議長</p>	<p>そのとおりやと思います。そうしないといけないと思います が、ただ、差押さえ期間中にですね、町に責任がある間におい て、もしですね、風害とか、そういう災害とか、そういうこと において、隣近所にその、物件によって迷惑かけて、被害を与 えたような場合ですね、それはその時に対応せんといかんと思 いますが、その時の責任は、やはり町にあるんでしょうか、そ れとも、債務者に回るんでしょうか。</p> <p>これだけ、教えてください。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
<p>税務課長</p>	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>この場合、競売物件がですね、不落をして留保しちゅう間で すけれども、それで災害等があつてですね、隣近所に被害を被 ったということがあった場合ですね、それは、今の段階では、 こうしますという明確なお答えはできないんですけれども、そ の時ですね、また所有者と話をするということになります。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p>

	<p>これより、議案第43号東洋町債権管理条例を定めることについての件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第3、議案第44号東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告がありましたので、これを許します。</p> <p>1番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>議案第44号、東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。</p> <p>議会初日に、議案説明をいただきましたが、現実的に町民にどのような影響があるのか、ご説明をよろしくお願いいたします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>光本住民課長。</p> <p>(光本 孔士住民課長)</p> <p>それでは、福島議員にお答えしたいと思います。</p> <p>住民にどのような影響があるかということでございますけれ</p>
1番議員	
議長	
住民課長	

	<p>ども、まず、平成26年度から28年度、28年は11月までですけれども、入院した子どもの実数を、まず、お答えしますけれども、26年では6人、27年では3人、28年度11月までですが3人ということになっております。</p> <p>なお、乳幼児食事療養費につきましては、提案理由の説明でも申しましたけれども、医療費の一貫としての面と、食料費としての性格を併せ持つておりまして、病院等の窓口で支払うものについては、私費の扱いとなっております。ということで、実際には、支給はされておられませんので、そういった意味では影響はございません。</p> <p>ただですね、福祉医療費助成は、医療費に対する助成になるわけですし、条例上は、入院時食事療養費の一部負担金が対象になるかのように記載されておりますので、今回、その分を削除しようとするものです。</p> <p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>再問です。</p> <p>先ほど、説明していただきました。</p> <p>今までですね、利用状況から考えてということでもございましたけれども、この条例についてはですね、他市町村も含めて、全国的なものでよろしいんですか。</p> <p>そのあたりを、よろしく願います。</p>
議長	
1番議員	

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 光本住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(光本 孔士住民課長) 再問に、お答えします。 全国的にというのは、調べておりませんが、少なくとも安芸郡下においては、一通り持っております、場合によっては高校生までというところもございます。 ただ、先ほど、申し上げましたけれども、県などの見解もですね、扱いとしては私費扱いとなっておりますので、今回、このような形で明らかにしようとするものです。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 他に質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。 (自席より、なしとの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより、議案第44号、東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

総務課長

(生松 克祐総務課長)

おはようございます。

福島議員の質疑にお答えをいたします。

人事委員会の給与勧告制度につきましては、議員のおっしゃられたとおりでございます。

まず、労働基本権は、憲法において勤労者の基本的な権利を規定しております。団結権、団体交渉権、争議権の3つの権利が構成されております。団結権というのは、組合を結成すること、団体交渉権というのは労使での交渉、勤務条件などの労使の交渉で決定すること、争議権というのはストライキなどでございますが、しかし、公務員にとりましては、この3つの権利に制約がございます。

この中のご質疑で触れられている団体交渉権というところは、労働者の労働条件を使用者、事業者ですけれども、と対等の立場で労働条件などの交渉を行い、ときには、労働協約、決定したものを協約するんですけれども、署名するんですけれども、というものを締結をしますが、公務員の場合は、その地位の特殊性と職務の公共性に鑑み、制約がございまして、交渉することはできますが、協約を締結するという権利は許しておりません。また、公務員の給料は、民間の市場原理による水準の決定が困難でございます。

これは、どういうことかと言いますと、民間はですね、市場に合わせて事業を最適化したり、給料を決定したり、ということで、利益を追求していく事業でございますが、公務員はそういったことではなくてですね、それに伴い、その決定が困難でございますので、その代償措置として、人事委員会が職員の給

	<p>与と民間の給与との精密な比較を行い、給料、諸手当、勤務条件などを決定し、勧告をしております。</p> <p>なお、本町のように、人事委員会を置かない自治体においては、国の人事院、もしくは、県の人事委員会の勧告に基づきまして、給与等を決定しております。</p> <p>今回の県の人事委員会の勧告は、職員と民間の給与において、賞与が0.1月分の格差が生じていることから、その分を引き上げる勧告がなされております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>次に、7番、田島毅三夫君。</p> <p>2番目の質問は除くんですね。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい、よろしく申し上げます。</p> <p>2つにしばって質問させていただきます。</p> <p>議案第45号、一般職員給与条例の一部を改正する案について、質疑させていただきます。</p> <p>1つ目です。職員給料及び手当の仕組みを問うということで、一つ質問しますが、当初予算には、一般職員、技能労務職が、この中に4人含まれておりますけれども、合計53人分の勤勉手当として、2377万円が計上されております。</p> <p>今回、基礎額に、その基礎額にですね、町長の定めた支給基準率を70%から80%にアップして、計178万5千円を追加支給すると、こういう条例改正でございます。</p>

	<p>この増額によって、職員1人当たり、約3万3千700円、私の計算ですけれども、間違っておれば教えてください。上積支給されることになりましたが、基礎額とは、何を基準にしているのか。</p> <p>その点を、まず、お聞きしたいと思います。金額をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>基礎額は、何を基準にしているのかにつきましては、これは、職員の給料月額を指しております。また、その金額につきましては、いくらかにつきましては、職員ごとの給料月額となっておりますので、一概にいくらかというものではございません。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それは、この間いただいたA3の給料表ということでしょうか。</p> <p>それを一遍、答弁をお願いします。</p> <p>それでは、2つ目の質問に入ります。</p>

条例での支給率は、良好と、4ランクありますね。4ランクの内の上から3番目になりますが、良好が68.5%、良好ではない、4ランク目ですが、その下ですが、良好でないは、それ以下に規定されております。

それ以下とはですね、68.5%以下とこういう規定となっておりますが、どのぐらい減額されるのか、もし、問題があつてですね、それは、1ランク下がった場合にですね、その時の以下という説明を詳しく、具体的に説明をしていただきたいと思ひます。

それから、それを誰が決めるのか、これは上部幹部ということになっておりますが、減額の基準や規定はあるのか、その今いう68.5%以下の、その以下がどれくらいかということは、誰が決めるのか、それから、減額の基準、そういう減額の基準や規定があれば、お聞かせ願ひたいと思ひます。

だひぶ探しましたが、よう探しませんでした。

それがなくなればですね、例えば、1%と申ひますか、仮に100円でも下げれば申ひいいということになるのではないかと、申ひいう心配も申ひしております。

過去にはですね、3人の職員さんが、1ランク下の良好でないクラスに落ち、支給額が減額されて申ひおりますね。この過去の3人の方は、それぞれ、どのような問題があつて、いくら減額されたのか、もし、ここで、答申できるようであれば、お聞かせ願ひたいと思ひます。

では、以上です。

(今宮 裕明議長)

議長

<p>総務課長</p>	<p>生松総務課長。</p> <p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>それ以下とは、どれぐらい減額されるのか、また、誰が決めるのかということですが、これは町長が決定することです。また、減額につきましては、その時の職員の業務などの成績によって減額は違います。</p> <p>規定につきましては、期末勤勉手当に関する規則がございますが、そこで定めておるものは、当分の間、町長が定めるとしております。</p> <p>それ以下の率のことですけれども、ですので明確に数字は記載はしておりません。その率につきましては、国などが色々基準というものを作っておりますが、国などを参考にしながら、その都度、その業務において、その内容によって、その都度、決定をして参りたいと思っております。</p> <p>また、どのような問題があつて、いくら減額されたかにつきましては、これは勤務成績の中の話になりますので、守秘義務がございます。ですので、今、お答えするのは差し控えさせていただきます。と思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>課長。</p> <p>給料表のことが。</p>

<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>すいません。</p> <p>それとですね、先ほどご質問、再問にございました給料月額というものにつきましては、A 3 の給料表ということでありませす。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういう答弁でございます。</p> <p>私は、この休憩中に、課長にもお聞きをしたんですね。その問題の内容によって決定すると、町長が決定すると、こうなっておりますので、そのランクランクのその内容を、今回の場合はですね、今現在の、あるいは、この3番目の良好のランクですけれども、ランクの中にも個々によって、それぞれ内容が違おうと思うんですよ。何項目か、やっぱりそのチェックのその項目があると思うんですが、それを開示してくれと言ったら、それは出せないと、こういうことでした。黒塗りでもかまんから出してくれと、こう言ったんですけどね、個人情報であるからこれは出せないと、こう言われました。</p> <p>例えばね、1ランクから3ランクの差は、それぞれ7ポイントあるんですよ。この今言う、勤勉手当の支給査定表を見ましたらね。ところが、3ランクと4ランクの差は、ただ1ポイント以上、結局、68.5%以下とこれだけしかないんですよ、</p>

下限もないし、規定もない、まったく裁量範囲に任されていると、町長の、そういうことになっているんですね。

つまり、先ほど言いましたが、100円下げても、それで、結局、下げたことになる、ということなんです。このような服務査定の内容を公開されなければね、全員良好の査定の実態がわからない。今まで、ずっとこの何年間、全員が3ランク目の、ほの良好の範囲で収まっているんです、全職員が。だから、そここのところがね、私もどうしても納得がいかない。ほんとに、どのように査定しているかということも明らかでない。そういう中でね、こういう支給額も、まったく査定項目もわからないという状況であれば、これは、私は本当にね、これは、闇に何して、カモフラージュといいますか、隠ぺいしていると、隠ぺい体質と、こう思っております。

こういうことを、私の自分の考えで申し訳ありませんが、こうしたことを隠ぺいするために、勤勉手当と期末手当を合わせて計上し、住民をごまかしているのではないか、こういう疑問が出ております。

两会計を、カッコくくりにして、以前言いましたね、皆さん覚えてますか。私は、その期末勤勉手当と一緒に合計が出されていますが、それは、合計で出したうえで、勤勉手当がいくら、あるいはまた、期末手当がいくらというように、カッコくくりでもいいから、それを公開して欲しい、分けて欲しいと、こういう提案をした時に、委員会やったかな、了解いただいたと思っておりますが、あれ以後、そのままになっております。

その改めて、もう一度、その履行をお願いしたいと思っておりますが、答弁をお願いします。

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>要望とかね、お願いはだめですよ。</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>先ほどの再問につきまして、勤勉手当について、隠ぺいという言葉が出ましたが、本町においてはそういう隠ぺいするようなことはいたしておりません。</p> <p>先日も電話でお答えしましたが、開示請求の中で請求できないものについては、勤務成績がございますというような話をしておりますので、そこで、我々どもが隠ぺいしているというようなことはございませんし、ごまかしてるということでもございません。</p> <p>それと、期末勤勉手当の予算上の計上について、まとめて計上されているので、それを分けて計上していただきたいということでございますが、すいません、これは、予算の作成する都合上、そうなっておりますので、もし、お知りになりたい場合はですね、また電話等でお示しをしますので、その時に、予算書に記載していただければと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>田島議員、隠ぺいとか、そういう不穏当な言葉は使わないよ</p>

7 番議員	<p>うにしてください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今後、言葉を慎みます。</p> <p>どうして私は、そういう言葉を使ったと言うことですが、です、今、課長からそういう個人情報とか、そういう公文書的なものは、氏名は、出せないと言われてました。しかし、平成25年分について、私は、開示請求をしたところ、これ全部見せてくれたんですよ。その名前も氏名も全部載った分をね。ところが、今は出せないという矛盾があるからこう言ってるんです。あの時は、出してくれたのに、今は出せないということは、これは矛盾だと思っております。</p> <p>それからね、</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>発言を元に戻してください。質疑の方へ戻してください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p> <p>この勤勉手当については、これは、本当にね、ガラス張りにしていただきたい。隠ぺいという言葉を使ったと言うことは、反省しますが、それならば、何とかこれを少しでもね、査定の項目ぐらいいは、各ランクの査定の項目ぐらいいは、やっぱり、公開していただきたい。</p> <p>そして、できれば名前は黒塗りで結構です。それから、その所属部署を色々入れ替えてもろうても結構です。男女を入れ替</p>

議長	<p>えてもろうて結構です。分からないようにしてでも構いませんので、どうかこの黒塗りのもので構いません。個人の今言うその職員さんの査定状況をお知らせ願いたい。これを今後、やっていただきたいと思いますがどうでしょうか。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員のご質疑にお答えいたします。</p> <p>まず、査定の項目の公表ということでございますが、これは以前に、数字の入っていないものを何回かお渡しをしておりますので、それをご確認していただきたいと思います。</p> <p>それと、個人を黒塗りにして出していただきたいということでございますが、勤務成績は、基本的に非公開となっておりますので、申し訳ございませんが、非公開でございますので、その辺のところご理解よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(自席より、議長質問がありますとの声あり。)</p> <p>はい、1番、福島登君。</p> <p>(自席より、先ほどの隠ぺいという言葉は、議事録に残るんですかと発言あり。)</p> <p>(自席より、総務課長が隠ぺいということはないというなかで、田島さんは、反省を述べていますが、議事録に載るかどうか</p>

ということを教えてください。)

本人が、取消してくださいということであれば、取り消します。

(自席より、謝ったということは、議事録に載らないということ
とでよろしいですかと発言あり。)

それで、よろしいですか。田島議員。

(自席より、結構ですよと発言あり。)

(自席より、はい、わかりました、ありがとうございますと発
言あり。)

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

気が弱いので、最後に手を挙げられました。

議案第45号、職員給与アップへの反対討論をさせていただきます。

職員はですね、住民の公僕だということは皆さんよくわかっておられると思います。その公僕がですね、主体者である住民生活の困窮をよそ目に、よそ目という言葉も注意されるかわかりませんが、現実を見ていないという意味で言っておりますが、給料と諸手当を含めて、月額平均44万円いただいておりますね、そういう高額の給与を受けながら、さらに今回、勤勉手当3万3千円の上積み支給を受けるなど、住民の心情を逆撫でする暴挙だと思っております。

今日の高知新聞に、田野が反対しましたね。これは見事でしたね。ほんまに、それも自分たちの身を切って、それから、これは職員でありませんでしたね。特別職のボーナスの件でしたが、これは見事でしたね、ほんまに。勤王の志士かなと思いましたが、これは見事でしたね、ほんまに。勤王の志士かなと思いましたが、こういう東洋町においてもね、私たち議会は、こういう本末を転倒した暴挙はね、我々議会はカッチリとチェックせんといかん。そういう責務と言いますか、役割と言いますか、それを絶対に忘れてはいけない、そう思っております。

よって、本条例改正案の廃案を求めて反対討論といたします。議員諸君の賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

(今宮 裕明議長)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしとの発言あり。)

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしとの発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしとの発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第45号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。挙手7名であります。

議長

<p>7 番議員</p>	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 5、議案第 4 6 号、「町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて」の件を議題とします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(自席より、なしとの発言あり。)</p> <p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>反対討論です。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>質疑は省きまして、反対討論させていただきます。</p> <p>議案第 4 6 号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正への反対討論でございます。</p> <p>選挙で選ばれたですね、住民代表である町長と副町長のボーナス、現在ですね計 3 5 5 万円に対して、さらに今回、2 人で合計 2 7 万 4 千円を上積みして支給すると、こういう条例改正ですが、町長に私は種々色々質問したり、質疑して提案したりするんですが、その都度、そのほとんどが、必要性は理解できるが予算がないと拒否されております。</p> <p>高齢弱者の生活困窮や震災対策に最も必要な避難倉庫さえ、</p>
--------------	--

まだ半分以下しかできておりません。年1戸しか設置できない状況の中で、自らのボーナスを増額するなど、住民さんへの説明が通らないと思います。住民生活の厳しさを見ても、今、上げるべきではないと考えて反対討論したいと思います。

議員の皆さん、よろしくお願い申し上げます。

賛成者の討論はありませんか。

反対者の討論はありませんか。

他に討論はありませんか。

(自席より、なしとの発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第46号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手7名であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第47号、教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしとの発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

7 番議員

これより討論を行います。

討論はありませんか。

7 番、田島毅三夫君。

反対討論ですか。

(田島 毅三夫議員)

そうです。

議案第 47 号、教育長の給与及び旅費支給条例の改正案への反対討論でございます。

よく似ておりますけれども、教育長の年間ボーナスは 154 万円であります。今回、11 万 9 千円が追加支給され、計 165 万 9 千円となります。町財政や住民さんの経済状況を見ても、正副町長同様、特別職である教育長のボーナスを、このまま増額支給するのは問題がある、そう考えています。

よって、認められません。

反対討論といたしますが、議員諸君の判断を求めてよろしくお願い申し上げます。

賛成者の討論はありませんか。

他に討論はありませんか。

(自席より、なしとの発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 47 号、教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手7名であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第48号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしとの発言あり。)

(自席より、議長、1、2分休憩してとの発言あり。)

これが終わったら休憩します。

(資料がどこにいったかわからんとの発言あり。)

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしとの発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

7番、田島毅三夫君。反対討論ですね。

(田島 毅三夫議員)

そうです。反対討論です。

議案第48号、議員の報酬に関する条例改正案への反対討論

7番議員

でございます。

議員のボーナスは、現在、9人で478万円支給されていると聞いております。さらに、今回、36万8千円が追加支給されようとしております。議会の協議会ではですね、色々意見が出ました、このことについて。中には、選挙の無投票や候補者の少ないのは、やはり議員報酬だけでは生活できない、そういう若い方のね、意見があって、立候補できない方が多数おるようだ、こういう意見もありました。また、他の町ではですね、報酬を40万円に増額して候補者を募ったと、こういう話もあるようでございます。確かに、住民さんからとったら、我々の報酬は、私は高いと思っているんですが、議員諸君の考えはわかりません。

ただ、正副議長や各委員長などの議員とですね、無役の議員もありますが、その間に差額はありますが、たとえ無役でも月額報酬16万3千円に、ボーナスとして、年額50万円以上がですね、月額に平均して20万円以上の給与ですね、報酬とボーナス合わせていただいておりますという現状があります。

議員は、住民生活を守る使命と責任を持って、このぐらいの高額の住民血税をいただいて、議会に送り込まれた、言わば、住民さんの召使いであると思っております。その主体者、住民さんがですね、生活に困窮しているのに、召使いの議員が、自分のボーナスを自分たちで増額させるなどもってのほかだと思っております。

議員だけでも、先憂後楽を身でもって示そうではありませんか。そういう意味で、議員諸君の賛成を求めて、賛同を求めて反対討論させていただきます。

	<p>議案第49号、平成28年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについてでございます。</p> <p>1つ目に、予算書の15ページをご覧ください。</p> <p>Wi-Fi(ワイファイ)整備の委託料447万2千円について、詳細な説明、今分かる範囲内で、詳細な説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>(今宮裕明 議長)</p> <p>大坪総務課長補佐。</p>
総務課長補佐	<p>(大坪 靖幸総務課長補佐)</p> <p>福島議員の質疑にお答えします。</p> <p>Wi-Fi整備の委託料につきましては、県の補助金を活用いたしまして、外国人観光客などが、慣れない土地で快適に観光できるよう観光案内機能など充実を図ることによって、スマートフォンやタブレット端末を使用し、無料で本町の観光やイベントなど情報収集の利便性を高めることが可能となります。</p> <p>また、28年3月には、東洋町観光ナビアプリ、これは、英語にも対応しております東洋ナビも完成していることございまして、無料Wi-Fiサービスのエリア拡充のため、観光客が多く集まります白浜海水浴場駐車場、生見東駐車場及び生見中央駐車場に整備する予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>

<p>1 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい。再問をさせていただきます。</p> <p>これ、委託料ということですが、工事費も含めてすべてこれで、この事業が完成されるということによろしいんですか。</p> <p>その辺りを、説明をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮裕明 議長)</p> <p>大坪総務課長補佐。</p>
<p>総務課長補佐</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長補佐)</p> <p>福島議員にお答えします。</p> <p>この整備委託料につきましては、工事費を含めておりまして、この委託料の中ですべて整備が完了するものでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1 番、福島登君。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい。2 つ目の質問に移ります。</p> <p>観光物産センター改修工事設計委託料 3 6 7 万 2 千円及び観光物産センター工事費 6 8 0 万円について、これについては、当初の予算、9 月補正、さらに今回の補正であります。設計委託、本体工事などすべての工事額は、いったいいくらになったのかということをお聞きするとともに、9 月質疑ではですね、執行部はですね、観光振興協会と改修内容等について協議を行</p>

	<p>うと答弁をしております。</p> <p>この協議内容と設計も含む工事の進捗状況の説明を求めます。</p>
議長	<p>(今宮裕明 議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>観光物産センターの改修工事にかかる費用は、全体で2千500万円になります。</p> <p>そのうち、設計監理委託料は620万円、本体工事費は1千880万円となります。</p> <p>また、観光振興協会については、補助金の要件として、耐震診断が必須となったことから、それに伴い、今後、設計をする工期が伸びたことと、また、診断結果に基づき、耐震工事が必要になった場合は、さらに、工期が伸びるため、本体の改修工事は29年度に繰り越して、完成は、9月頃を予定していることを報告させていただいております。</p> <p>改修内容についてはですね、事務的な手続き等により時間がかかりましたが、12月9日に設計業者が決まりましたので、今後、観光振興協会と設計業者、町による協議を行っていきたいと考えております。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p>

<p>1 番議員</p>	<p>1 番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>はい。再問です。</p> <p>以前ですね、一般質問だと思いますが、観光振興協会はですね、今後ですね、法人化に向けた取組みを行うということをお聞きをしております。</p> <p>この2千500万円総額で工事をしてですね、ほんとに観光振興協会が、ここで観光案内等も含めて、観光行政の一部を担っていただけることが、ほんとに決まっておるんですか。</p> <p>それとですね、もし、観光振興協会がですね、借りていただけない時に、その時には、この改修した後のこの観光物産センターの利用については、どのようにお考えなんですか。</p> <p>前回、利用していた人には、出ていただく時に、今後、観光振興協会が、利用するというお話しで、今まで使っていた方々に、出て行っていただいたという経緯も聞いております。</p> <p>その辺りを含めて、答弁をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮裕明 議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>再質疑にお答えいたします。</p> <p>観光振興協会の役員会等では、使用することを決定しております。その中で、随時、今後、運営とかそういうものに関しては、決定をしていくということを確認しておりますので、間違</p>

議長	<p>いなく使っていただけると思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>次に、7番、田島毅三夫君。</p> <p>冒頭に、先ほどの発言の訂正をお願いします。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。先ほど、議長から注意がありました。隠ぺい、あるいは、召使いという、この2つの文言については、今後、使わないということにいたします。そして、この議会での議事録からは、削除をよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>(事務局より、議事録には残ると発言あり。)</p> <p>それでは、議案第49号、一般会計補正予算第3号について何点か質疑させていただきます。</p> <p>1つ目にですね、ふるさと納税寄付金3千万円の増額の内容を聞くということで、お聞きしたいと思います。</p> <p>今回、補正によって、3千万円が増額されましたね。寄付総額は、計5千500万円となっておりますが、その返礼品の確保は大丈夫でしょうか。</p> <p>同じ海産物でもですね、保冷の仕方味が違うということも聞いております。よそでは、活しめやスラリーアイスですか、これは、局長に教えてもらいました。保冷したりして、鮮度を上げておりますが、そういう考えは持っておられるでしょうか、お聞きしたいと思います。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長) 生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長) 田島議員の質疑にお答えいたします。 返礼品の確保は大丈夫かとのことにつきましては、本町の場合、担当者と取扱業者で密に連絡し、調整を行っております。 また、ふるさとチョイスへ出品する場合ですね、そのような品数の確保が前提となっておりますので、現在のところは、大丈夫でございます。 また、保冷の仕方につきましては、本町の場合、取扱業者がすべて行っていただいておりますので、その取扱業者がどのようにするかというのは、その取扱業者が決めていただいておりますので、導入とかそういったものが、役場で率先して入れていただきたいということではございません。 また、当然ながら鮮魚など生物を発送するわけでございますので、その鮮度については、十分に気を付けていただいております。 以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) よそではね、聞くところによりますと、返礼品が不足して困っていると、こういう話も聞いております。</p>

	<p>東洋町としては、どれくらいを目標としているのでしょうか。29年、あるいは、30年、今後、どういう目標を立てておられるのか。そして、その時にですね、やはり金額によっては、相当の返礼品が必要だと思います。</p> <p>海産物類については、確かに喜ばれると思いますが、あれは、漁があつたり、なかつたり、あるいは、時季的な物もあります。そういうこともありますので、やはり、恒久的と言いますか、いつもできるというような、そういう物も考えていかなければいけないと思うんですが、町を挙げて、そういう新たな開発に取り組む考えはございますでしょうか。</p> <p>いいですか。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ま、いいでしょう。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>と、ということです。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p> <p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>今後の目的でございましょうか。</p> <p>(自席より、目標と発言あり。)</p> <p>29年以降という目標でございますが、本町の場合、今、そ</p>
議長	
7 番議員	
議長	
総務課長	

の目標っていうところは、具体的に示しておりません。

28年度においては、金額だけ、寄付金額だけの目標は申しあげた次第でございます。1千万円とか、1千2百万円とかという程度でございましたが、今現在、それ以上の寄付金をいただいておりますので、これをさらに、伸ばしていくというようなところの目標を立てていきたいと思っております。

また、返礼品につきましても、基本的には本町で生産されている、流通している、本町からの生産された品物等を基本的に扱っていきます。

また、どのような形の品揃えというのは、今後、増えていくのかというのは、また、その時その時の状況を見ながら、どんどん増やしていきたいと思っております。

また、返礼品の品物につきましても、本町の場合もどういふふうな物がいいかというのも考えて参りますが、また、他の取扱業者さんの方ともご指南等もいただきまして、より良い返礼品を送れるようにがんばって参りたいと思っております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

返礼品についてはね、これは、それが目的ではないと思えます。寄付者にとってはね。しかし、やはり、それは、ひとつの喜んでもらうためには、やはり、どういいますか、いい物いろんな喜ばれる物を送ると言うことは、これは大事やと思いま

す。

ほうやき、特定した業者だけでなく、やはり町中でグループで取組んでいくという形を、今後、考えていただきたいと思っています。

それでは、2つ目の質問に入ります。

寄付した人にとってですね、全国から送ってくださっていると思います。

もう一度すみません。総人数、何人て言うたかな、あれは。その人たちにとって、自分たちのその東洋町に、その寄付させていただく、ほんで東洋町は少しでも良くなっていたきたい。そういう気持ちで、送ってくれると思うんですが、それがそのどのように役立っているのか、その自分たちの寄付金ですね。それが知りたいというのは、これは人情やと思うんですよ。それが現状では、ふるさとづくり基金へ積立てておりますけれども、寄付金ですね、活用目的や目的ですね。その今言う、基金に積立てておりますけれども、それを、今後、どのように活用していくか。それから、そういうその計画はできておるのか。利用者のそういう、そしてまた、その計画に沿ってそれを活用した場合にですね、どのような成果があがったのか。

そういう、やはり、利用結果の報告というのも、やはり、これは、寄付者に礼儀として、知らしていくべきと思うんですよ。

これを契機に、町情報、イベントへの招待など、真心の絆を大事にするようなことは考えていませんか。

お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

<p>総務課長</p>	<p>生松総務課長。</p> <p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>まず、寄付金の利用方法とその結果の公表ということですが、本町の場合、現在、今積立てている状況でございます。</p> <p>その利用方法につきましては、また、ある一定、積立をした時に、インターネット等で、積立をし、利用した場合ですね、活用した場合には、インターネット等でお知らせすることもできますので、そのような方法で考えていきたいと思っております。</p> <p>また、イベント等とおっしゃられてました。これにつきましては、どのようなことをすればいいのか、寄付者の方、結構、本町以外で遠い方ばかりでございます。どのようにすれば、いいのかっていうのは、今、妙案というのは持っておりませんが、それらも今後含めまして、検討をしていきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今後のことは、その都度その都度、絵を描いていくと言いますか、対応していくという答弁でございます。</p> <p>袖擦り合うも他生の縁と言われますね。そのように、向こう</p>

からですね、こちらから頼んだんではないんですよ。向こうから送ってくださっている、多額の寄付をしてくれている。この縁を大事にして、長続きさせるための、やはり、使い道を考えていただき、計画もしっかり練っていただきたいと思います。

以上です。

2番目の質問に入ります。

2つ目の質問です。

廃止路線代替バス運行補助金27万2千円補正について、お聞きしたいと思います。

当初予算ですね、民間2社に計590万円補助されておりますね。これは、私は年間での、これでやっていただくということで契約したと思っていたんですが、契約内容をお聞きしたいと思います。

契約の何言いますか、どういう契約したか、お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

田島議員の質疑にお答えをいたします。

年間契約につきましては、そのようなことではなくてですね、単年度のその事業者の実績額に基づきまして、赤字になっておるんですけれども、その赤字分を補助するということになっております。

ですので、単年度の事業成績、収支の内容によりまして、そ

<p>議長</p>	<p>の都度、補助するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ということはですね、金額を決めずに、一応これぐらいを当初に計上しちよいて、それから実績によってということになるんですか。</p> <p>そうならば、これは何ですか、それは実績は良くて、たくさん収入があがった時には返還もあるんでしょうかね。</p> <p>それは聞きます。</p> <p>それから、2つ目の質問に入りますが、今回のこの27万円の不足理由は何でしょうか。どのような赤字というか、によって、この27万円が補助されるのか、お聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>まず、計上している予算590万円のことでございますが、これは、当初予算の計上は、その年度の前の12、1月くらいから予算を計上することになっておりますが、それは、前年度の実績の金額を載せております。</p>

	<p>だいたい、この数年、その毎年、同じような金額の実績があがっておいりましたので、その金額を載せました。</p> <p>そして、先ほども申しましたが、この補助金はですね、後で交付するというようなことになっておりますので、先に補助金として支出するわけではございませんので、実績に基づきまして、収支の計算をし、その分の不足分、赤字分につきまして、補助金として補助するということになっておりますので、返還ということにはなり得ません。</p> <p>次に、27万2千円の不足につきましては、これは、高知東部交通の路線、室戸から甲浦までの路線がございますけれども、これが前年度より、赤字になったことが主な要因でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>あと、4カ月ありますね。今年度もね。3月までにね。その間に27万円の不足ということでございますが、月にしたら、だいたい7万円くらいの、二つでね、2社で7万円くらいの不足が出てると、こういうことでございます。</p> <p>人口減少に伴ううてですね、乗客減少は目に見えていると思っております。一生懸命、私も考えますがですね、福祉を兼ねた公共事業は中止できないジレンマがありますね。これはよく分かります。</p>
--	---

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

あと、4カ月ありますね。今年度もね。3月までにね。その間に27万円の不足ということでございますが、月にしたら、だいたい7万円くらいの、二つでね、2社で7万円くらいの不足が出てると、こういうことでございます。

人口減少に伴ううてですね、乗客減少は目に見えていると思っております。一生懸命、私も考えますがですね、福祉を兼ねた公共事業は中止できないジレンマがありますね。これはよく分かります。

	<p>しかし、これは、今後ね、その東部自動車、あるいは、民間業者だけに、バス会社だけに任す問題じゃないと思うんですよ。これは、やっぱり、町としても何らかの形で対応を考えていかなければいけないと思います。</p> <p>今後、そのこともよく考えていきたい、お願いしておきます。これで、以上終わります。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>次に、行ってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>続いて、質疑させていただきます。</p> <p>3 番目については、削除させていただきます。これは、申しわけございません。前問とちょっと重複がありましたもので、課長にはお願いをしてあります。</p> <p>4 番目の質問に入ります。</p> <p>観光物産センター改修費用、1 千 4 7 万 2 千円とその目的、営業内容を聞くということで、質疑させてもらいます。</p> <p>観光協会への貸出しということは、これは、いつになるか、先ほどの前職の質問にありましたね。この 1 番目は除けます。</p> <p>2 つ目に、これも重複がありますが、ご容赦願いたいと思います。</p> <p>2 つ目、完成後の運用形態が見えない。完成してから、先ほどのあれでは、観光協会に必ず貸すところという答弁がございました。観光協会に貸したとしたら、どのような観光施設にして、どのような活動をするのか。誰を常駐させるのか。貸付使用料</p>

<p>議長</p>	<p>は無償か、あるいは、有償か。観光協会の運営計画の開示を求めたいと思いますが、できていますか。できておれば、求めたいと思います。</p> <p>これが、2つ目の質問です。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p> <p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>この件に関しましては、9月議会でも議案質疑で答弁をしておりますが、改めてご説明をいたします。</p> <p>現段階で、観光振興協会と協議をしている内容は、観光案内所と事務所の機能や店舗的な規模を持った施設と考えています。</p> <p>詳細な内容は今後、協議をして決めていきますが、観光案内等の機能を十分に果たせ、観光客が利用しやすい施設にしていきたいと思います。</p> <p>これまで、観光振興協会の窓口は、役場の企画調整室が事務局を担ってきたことから、休日や祝日には十分機能してこなかったこともあり、今後、体験観光や史跡、宿泊や食事場所などの観光客の目線に立った充実した観光案内ができるように、観光振興協会に期待をしているところです。</p> <p>また、完成後の体制につきましては、これから観光振興協会が、決定していくこととなります。</p> <p>貸付使用料については、利用者である観光振興協会が負担す</p>

	<p>ることで協議を進めています。</p> <p>町としては、窓口業務に常駐させるための観光振興協会が雇用する事務員等の経費として、臨時職員賃金1名分と地域おこし協力隊1名を出向させる支援体制を考えています。</p> <p>なお、具体的な内容につきましては、観光振興協会と協議をしたうえで、決定をしていきたいと考えています。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういうことで、今後、その検討をしていくということですが、私達民間がですね、そういう町の事業、補助とかいろいろと出した場合ですよ、最初に計画書というのを出すんですよ。こういう事業をしてから、こういう収益をあげて、こうやっていくから、このようにして、これを補助していただきたい、こういう形の申請書をあげるんですが、計画書からいろいろですね。こういう行政がですね、こういう観光協会に貸出すということについては、それは何ですか、その都度その都度、その場に合わせてやっていくとか、あるいは、今後、検討していくかというようなことでやるんですか。</p> <p>これは、やはり、観光協会に貸すという以上は、観光協会から借ったあとで、どのようにやっていくか、どのような体制で、どのような運営をしていくかね。そういうことは、最初に計画書あがるんやないですか。</p>
--	--

議長

7番議員

<p>議長</p>	<p>町長、そういうところをもう一度確認したいと思います。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>当初のですね、改修計画では、簡易な計画を考えておりましたので、その部分で、今回、大幅に大規模な改修ということになりました。その中で、改修内容の設計については、どういうふうな設計をしていくか、店舗的なものとか、窓口の事務所とかということ、これから詰めていきますので、それができた段階で運営について、観光振興協会が決定をしていくということになりますので、今のその、事前に計画が出てきたわけではございません。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>先ほどのほら、業務内容の中で、店舗的なものとも言われましたね。この施設のもともとの設置目的の1つにですね、住民や通行人のための休憩所というのがあったんですよ。休憩施設としての活用ということがね。</p> <p>それから、そのためには、2階に厨房をつけたが、喫茶店というか、休憩施設ができる形のその施設ができてるんですが。</p>

	<p>こういうものも、やはり、この店舗ということで考えておられるのでしょうか。</p> <p>そして、もう1つ、この裏にトイレがあります。このトイレも公衆トイレとしてですね、遍路さんとか、あるいはまた、よそから来た人なんかが、そこで公衆的なトイレとして使えるように設置したのですが、こういう業務も今後、続けられるのか、その2点をお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>田島議員の再質疑にお答えいたします。</p> <p>トイレにつきましては、そのまま公衆用のトイレを兼ねたものというふうに考えております。</p> <p>また、休憩所ということにつきましてはですね、店舗部分についてと、窓口業務、事務所をどこに休憩所というかスペースを構えるかということにつきましては、ちょっとまだ決定をしておりませんので、そういう、観光客が来た時に、いろんな情報提供ができたり、できるスペースは作りたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>5番目の質問に移ってください。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それでは、5 つ目の質問に入らせていただきます。</p> <p>消防デジタル無線津波対策工事費 6 6 5 万 7 千円が、補正されてきました。それについて、少しお聞きします。</p> <p>津波の浸水を防ぐために、庁舎 2 階の部屋を床上げして、無線機器を置くという説明を受けましたが、2 階のどの部屋を床上げするのか、1 メートルの浸水予測がありますが、何メートル上げるのか、まず、お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>2 階のどの部屋を床上げするかにつきましては、第 3 会議室、結婚式場でございますが、その一部に別室がございます。</p> <p>わかりにくいんですけども、そこの床を約 1 メートルまで上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>結婚式場の別室、ちょっと、まだ、私は見たことありません</p>

議長	<p>が。床面積、機器の重量とか、そういうのはどれくらいになるんですか。</p> <p>そこを、お聞きします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>機器の重量につきましては、すいません、詳細にはちょっとわからないんですけれども、その機器の中に、蓄電池、バッテリーがございます。かなり大きいんですけれども。それと、無線機とか中継器の機器が4、5台ございますので、これはあくまで推測なんですけれども、1トンはあるかと思われま</p> <p>以上でございます。</p> <p>(自席より、面積が分かっておればと、発言あり。)</p> <p>はい。床面積につきましては、約5平方メートルでございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>結局ほら、こういうことなんですよ。</p> <p>私が防災センターを反対したときに、屋上に防災センター、仮にプレハブを置いて、そこを一旦、新しいほのかちっとした</p>

	<p>もんができるまでの間、そこを仮に使いましょうと提案したときに、やはり、反対があって止めましたね。重いとか何とかいうことがありました。</p> <p>今、聞きますと5平方メートルということは、畳を、議長、何枚で。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p>
	<p>一坪半ぐらい、畳3枚。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>
	<p>2枚半やの。3枚弱のそれぐらいの面積にね、それを置くぐらいやったら屋上にプレハブ置いて、そのままそこを使ったらどうなんですか。1トンぐらいのもんやったら、60キログラムの人が</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p>
	<p>田島議員。提案にみたいになっていますよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>
	<p>はい、はい。</p>
	<p>提案はいきませんか。</p>
	<p>それでは、ちょっと視点を変えます。</p>
	<p>裏に、防災センターを計画していますのにね、なぜ、それまで待てないのか。無駄ではないのか。なぜ、今ごろ、全額一般会計でやるのか。補助金はないのか。国のですね。県ですね。それを、お聞きしたいと思います。</p>

<p>議長</p>	<p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>まずあの、この無線機器を屋上プレハブを建設して、設置すればということですが、それは、建築確認がおりませんので、これは、以前にもお話しをしたとおりでございます。</p> <p>それとですね、なぜ、防災センターを待たずに、床上げをするのかということですが、これは、会計検査の指摘によりまして、のことでございます。</p> <p>本町としても、その防災センターを待って移設すれば一番最適な方法でございますが、そのような状況ではないというところもありまして、また、当時、消防無線を整備するにあたりまして、2階以上の高い建物において、この中継無線機を設置するっていうスペースがございませんでしたので、2階のところへ設置した次第でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(自席より、一般会計でやるのはなぜか、と発言あり。)</p> <p>すいません。</p> <p>予算の方ですけれども、これは全部町単独事業のお金となります。</p> <p>(自席より、ないんですか、と発言あり。)</p> <p>はい。ございません。</p>

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(自席より、なしとの発言あり。)</p> <p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>この問題について、反対討論させていただきます。</p> <p>侵水域に建てる防災センターも無駄ですが、今回の消防デジタル無線津波対策はですね、なお、私は無駄だとはいうか、問題だがあると、こう思ってます。</p> <p>防災センターが完成するまで、予定としたら2年間ですか、ありますが、その間ですね、私は仮の所に置いたってかまんとするんですよ。庁舎屋上に据えてもかまんし、どこか部屋の空いたところでもかまん、そう思います。</p> <p>そういう無駄を省いてですね、住民生命を守る、避難倉庫の設置を急げと、こう提案したいと思います。そういうこともふまえて反対討論いたします。</p> <p>以上です。</p> <p>賛成者の討論はありませんか。</p>

<p>1 番議員</p>	<p>他に討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしとの発言あり。)</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第49号、平成28年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手7名であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第9、議案第50号、平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告がありましたので、これを許します。</p> <p>1 番、福島登 君</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>議案第50号、平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、お聞きします。</p> <p>医療費については、その年の状況により変化が当然あることは理解をしておりますが、今回の補正で、一般被保険者医療給付費が、なぜこの時期に900万円の減額が見込まれるのか、その根拠について説明を求めます。</p>
--------------	--

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 光本住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(光本 孔士住民課長) 福島議員にお答えしたいと思います。 今回、900万円の減額の根拠をとということですが、900万円減額の根拠といいますと、平成25年度から平成27年度のそれぞれ9月から2月診療分までの医療費の平均を出したところでは、その平均額がですね、1億6740万という数字になりました、現年度の予算残額、これが、1億9542万円になりますけれども、これとの差を比較した結果ですね、約2800万円ほど余裕が出てきたということがありました。 ただ、ご指摘のとおり、医療費については、状況により変化もしますので、そのうちの三割程度を減額をさせていただいたという次第です。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 他に質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 討論はありませんか。 (自席より、なしとの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p>

これより、議案第50号、平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第51号、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、これを許します。

7番、田島毅三夫 君

(田島 毅三夫議員)

議案第51号、介護保険特別会計補正2号質疑を1点、2点通告してあります。よろしくお願いたします。

制度改正に伴うシステム改修費用199万8千円を問うということで、まず、一つ目。

説明では、低所得者の土地の売却を所得とみなさないようにするためのシステムを改修する費用と、こう聞きました。

そこで疑問に思ったのがですね、それくらいの改修に200

7番議員

<p>議長</p>	<p>万円、町負担120万円ですが、必要かということであります。</p> <p>この決定は入札したんですか。それとも、随意契約なんですか。そこをまずお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>蛭子地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>議案説明で、介護保険制度の改正の概要としまして、低所得者等の判定にあたって、土地の売却収入を所得とみなさない扱いとするよう所得指標の見直しが行われると申上げたところですが、システム改修の内容を細かく言いますと、その他に総合事業における高額相当費の国保連合会委託に対応するための改修と、あと、総合事業における高額医療合算介護予防サービス相当費の国保連合会委託に対応するための改修もありまして、大きく分けて3つの改修となっております。</p> <p>現在、使用していますシステムは、住民記録、税務関係全般、それとあと、国民健康保険、介護保健、後期高齢者医療、児童手当関係等が入った包括的なシステムとなっております。</p> <p>このシステムにつきましては、昨年、四国情報管理センターと契約を結びまして、使用しているシステムでありまして、その中のプログラムの一部を改修するものとなっておりますので、随意契約となります。</p> <p>以上でございます。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫 君</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>難しく、まったくわかりません。そのシステムについての内容は、我々はまったくわかりません。</p> <p>自分なり、素人なりに、わからんなりに考えてみますのに、非課税世帯の人数やですね、氏名は、町税務課で把握できていると思うんですよ。土地売却の件なども、基準データを入力すればですね、いいのではないかと、こう考えています。</p> <p>職員で、対応できないのかということでございます。</p> <p>答弁をお願いします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>蛭子地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)</p> <p>再問に、お答えいたします。</p> <p>田島議員が言われております、税務課で把握している非課税世帯の人数や氏名も、このシステムの中に入っている情報でございます。</p> <p>このシステム内のプログラムを一部変更をすることで、税務課で入力された所得情報等が介護保険や国民健康保険、後期高齢者医療等の業務に自動的に反映される仕組みとなっております。</p> <p>このシステムを改修することにより、土地売却の情報も含め</p>

<p>議長</p>	<p>まして、税務課が所得情報を通常のように入力することで済みます。</p> <p>この制度改正にあたって、職員が特別に入力をする必要はないと考えております。</p> <p>また、このシステムを利用しまして、国保連合会との情報のやり取りも行うようになっておりますので、このシステムを改修することは必要不可欠となっております。</p> <p>ご理解をお願いいたします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫 君</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>しつこいと、お思いでしょうけど、辛抱してください。</p> <p>ごめんなさい。質問止めて、討論に回します。ごめんなさい。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>はい。7番、田島毅三夫君。反対討論ですね。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それでは、議案第51号について、反対討論させていただき</p>

ます。

予算書を見ましてもですね、毎年ですね、このシステム改正というのが出てきますね、全課通じて。そのたびに、何百万あるいは、1千万、2千万という金額がかかりますが、その費用だけでもですね、年間にしたらどれくらいあるか計算しておりません。もし、議会後、その計算がわかるデータがあれば教えていただきたいと思いますが。

これだけのお金が、結局こういうシステム改修にですね、ずっと注ぎ込まれている。これ何とかならないかということでございますが、これは前に、今の住民課長から教えてもらいましたが、広域クラウドというのがあって、そこに加入すれば、団体でやっていけるから安くなるとか、色々アドバイスいただきましたが。また、何町かでですね、徳島県とひつついてもかまいませんが、何町かで何名かの専門家を雇用してですね、町内で改修すれば、厳しい財源が助かると、こう考えます。こうした検討を求めて、反対討論したいと思います。

以上です。

賛成者の討論はありませんか。

他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第51号、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めま

<p>7番議員</p>	<p>す。</p> <p>挙手7名であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第11、議案第52号、平成28年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告がありましたので、これを許します。</p> <p>7番、田島毅三夫 君</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>皆さん、これで、質疑終わりますので、もう少しご辛抱お願いします。</p> <p>議案第52号、下水道事業特別会計補正1号についての質疑でございます。</p> <p>管渠新設工事追加費用が690万円あがっております。説明では、原地区、小池ですね、への本管整備とこう聞いておりますが、管渠延長は何メートルになるんですか。</p> <p>今日、資料いただきましたね。あれは、まだ、見ていません。</p> <p>それから、マンホールでの当初予算は、1600万円であったと聞いております。</p> <p>それから、自然流用工法に変更するために、今回、690万円を追加したと、こう聞いておりますが、追加して、2290</p>
-------------	---

<p>議長</p>	<p>万円になったわけですね、当初と合わせて。</p> <p>説明では、費用は高くなりますが、50年後には得になると説明がありました。しかし、考えてみますと、津波被蓋のことも考えますとですね、50年後のそういう損得を考える状況にあるんでしょうかね。</p> <p>なぜ、50年後に得になるのか。自然流用工法とマンホール工法の違いは何か。双方の耐用年数は、それぞれ何年か。</p> <p>ちょっと項目が多くなりましたが、よろしくをお願いします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>まず、すみません。お配りした図面の方から説明したいと思います。</p> <p>図面上の上側にある緑色の線は、既存の管渠になります。そして、青色の線は、当初計画になります。次に、赤色の線は、変更後の計画管渠になり、変更後の延長は285メートルで、当初計画より、161メートル長くなります。新設管渠につきましては、耐震設計になっております。</p> <p>そして、管渠の耐用年数については50年で、マンホールポンプは20年として試算しました。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p>

7 番議員	<p>7 番、田島毅三夫 君</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>確かに、延長がそういうことで増えたのであれば、その分については、私は、増額もやむを得ないと、こう思っておりますが、ただ、お聞きしたいのが、このマンホール工法、従来型の工法とですね、今度の自然流用工法では、仕組み的には、どのような違いがあるのか。どのようなメリット、デメリットがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>当初のマンホールポンプ工法ですと、管渠の距離は124メートルと短いですが、設置後の維持管理費や管渠の耐用年数50年で考えるとマンホールポンプを2.5回新規に変える必要があるため、距離は285メートルと長くなりますが、維持管理費やマンホールポンプの交換が必要でない自然流を実施した方がライフサイクルコストの比較で安くなりますので、こちらを採用しました。</p> <p>以上です。</p> <p>(自席より、了解しました、3問目は削除しますと、発言あり。)</p>

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第52号、平成28年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第53号、平成28年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしとの発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(自席より、なしとの発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第53号、平成28年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第54号、東洋町過疎地域自立促進計画の変更についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしとの発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(自席より、なしとの発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第54号、東洋町過疎地域自立促進計画の変更についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めま

<p>5 番議員</p>	<p>す。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 1 4、発議第 3 号、参議院選挙の合区の見直しに関する意見書の件を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>5 番、武山裕一君。</p> <p>(武山 裕一議員)</p> <p>発議第 3 号、参議院選挙の合区の見直しに関する意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第 1 4 条の規定により議会に提出する。本日提出であります。</p> <p>提出者は私、武山裕一、賛成者は、今宮裕明、小野正路、福島登、高島俊彦の各議員であります。</p> <p>本件は、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。</p> <p>1 2 月 8 日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。</p> <p>趣旨説明いたします。</p> <p>第 2 4 回参議院議員通常選挙は、地方の意見を国政に反映させる機会と権利を失わせる結果となりました。</p> <p>特に、合区とされた高知県及び徳島県選挙区では両県とも全国で最も低いレベルの投票率となり、深刻な課題を残したと言わざるを得ません。</p>
--------------	---

投票意欲を喪失させた主因は、一票の格差の是正のみを目指し、都道府県単位で果たしてきた役割を無視した小手先の弥縫策として実施された合区の導入にあり、合区の継続と拡大は、都市住民の意向が尊重される一方、地方住民の参政意欲を失わせることにつながりかねず、ひいては我が国の民主主義の根幹を揺るがす事態に陥るものであります。

国会においては、選挙区としての都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、地方の意見も国政に反映させる仕組みとすべきであります。

については、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを構築されるよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、議長、大臣に意見書を提出するものであります。

なお、意見書案については、お手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願いします。

以上で、趣旨説明を終わります。

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより、発議第3号、参議院選挙の合区の見直しに関する意見書の件を挙手により採決します。

議長

<p>1 番議員</p>	<p>本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手7名であります。</p> <p>よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定しました。</p> <p>日程第15、発議第4号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の件を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>1番、福島 登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>発議第4号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。本日提出であります。</p> <p>提出者は私、福島登、賛成者は、高島俊彦、小野正路、武山裕一、今宮裕明の各議員であります。</p> <p>本件は、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。</p> <p>12月8日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。</p> <p>趣旨説明いたします。</p> <p>地方分権時代を迎え、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっております。</p>
--------------	---

す。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっています。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えます。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、議長、大臣に意見書を提出するものであります。

なお、意見書案については、お手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願いします。

以上で、趣旨説明を終わります。

(今宮 弘明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより、発議第4号、地方議会議員の厚生年金制度への加入

議長

<p>3番議員</p>	<p>を求める意見書の件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手6名であります。</p> <p>よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定しました。</p> <p>日程第16、発議第5号、町長の専決処分事項の指定についての件を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>3番、高島俊彦君。</p> <p>(高島 俊彦議員)</p> <p>発議第5号、町長の専決処分事項の指定について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。本日提出であります。</p> <p>提出者は私、高島俊彦、賛成者は、田島毅三夫、福島登、平山照生、西岡尚宏、武山裕一、小野正路、小松熙、の各議員であります。</p> <p>提出理由を、説明したいと思います。</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を指定するものであります。</p> <p>お手元の資料をご参照ください。</p> <p>まず、予定価格5千万円以上の工事、または、製造の請負については、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、そ</p>
-------------	---

の都度、議会の議決が必要となりますが、契約後、契約金額が5百万円以内の増減に関して、議会の権限に属する軽易な事項として、町長において専決処分をしようとするものを、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決権限を町長に委任しようとするものであります。

次に、税外債権の徴収等に係る町が当事者である訴訟提起等については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、その都度、議会の議決が必要となるが、議会の権限に属する軽易な事項として、町長において専決処分をしようとするものを、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、その目的の金額が140万円以下で、東洋町住宅新築資金等貸付条例の規定に基づく貸付金の償還に係る訴えの提起、和解および調停に関すること、東洋町ふるさと創生育英資金貸付条例の規定に基づく貸付金の償還に係る訴えの提起、和解および調停に関すること、東洋町営住宅の設置及び管理条例に規定する町営住宅及び一般住宅に係る家賃等の支払請求に係る訴えの提起、和解および調停に関すること、東洋町簡易水道条例に規定する料金の支払請求に係る訴えの提起、和解および調停に関すること、その他東洋町が貸付けをしている貸付金の償還に係る訴えの提起、和解及び調停に関することの、いずれかの事項に係るものについて、議会の議決権限を町長に委任しようとするものであります。

次に、国家賠償法の規定や民法上により、町が損害賠償責任を負うような場合については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、その都度、議会の議決が必要となるが、議会の権限に属する軽易な事項として、町長において専決処分をしようとするものを、地方自治法第180条第1項の規定に基

づき、1件の金額が100万円以下の損害賠償の額を定めることについて、議会の議決権限を町長に委任しようとするものがあります。

最後に、訴えの提起、和解及び調停に関することについては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、その都度、議会の議決が必要となるが、議会の権限に属する軽易な事項として、町長において専決処分をしようとするものを、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、東洋町営住宅の設置及び管理条例第42条の規定により、町長が住居者に対して町営住宅および一般住宅に係る明渡しの請求に係る訴えの提起、和解および調停に関することについては、議会の議決権限を町長に委任しようとするものであります。

この指定は、議決の日から効力を生ずることとしております。

なお、町長において専決処分をしたときは、法に定めるところにより議会に報告されることとなります。

ご審議、よろしく申し上げます。

以上で、説明を終わります。

(今宮 裕明議員)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

町長の専決処分事項の指定についての件を挙手により採決します。

議長

<p>務教育民生常任委員長</p>	<p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手7名であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第17、委員会報告の件を議題とします。</p> <p>総務教育民生常任委員会からの報告を求めます。</p> <p>福島総務教育民生常任委員長。</p> <p>(福島 登総務教育民生常任委員長)</p> <p>総務教育民生常任委員会から、10月27日に、梶原町立梶原こども園に、認定こども園の取組みと、同町立梶原学園では、小中一貫校の取組みについて、先進地視察研修を実施しましたので、その内容をご報告いたします。</p> <p>写真付きの報告書をご参照ください。報告書の内容をまとめた形での報告といたします。</p> <p>まず、認定こども園の取組みについては、平成25年当時、幼稚園3園、保育園1園ありましたが、園児の減少傾向にあったことから、地域と協議を重ねて、幼保一体型の保育・幼稚園を設立したことが、幼保連携の取組みの始まりで、その後、子ども・子育て支援制度が始まったことを受けて、保育・幼稚の事務局も一本化した平成27年に、認定こども園へと移行されました。</p> <p>就学前教育としては、5歳児を中心に、町単独で日本人英語講師による英語教室の実施や小学校の授業へ年5、6回参加、</p>
-------------------	---

また、入学前には現一年生と新一年生がペアになった活動も取入れるなど、小学校とも連携した就学準備に取り組まれています。

次に、梶原学園の取組みについては、過疎化、少子化による著しい人口減少を背景に、平成18年に町教育委員会が学校統合に向けた方針を表明、平成21年には具体的統合案を提案して、平成23年4月に、小中一貫教育校梶原学園を開校されました。

義務教育9年間を4・3・2の前期、中期、後期のブロックに分け、特色ある指導を展開されています。

小中一貫校として、小中連携の特色ある主な取組み事例といたしましては、中期ブロックからの教科担任制の導入、各生徒の学力状況を共有するための個人カルテの作成、9学年による縦割り班での掃除や1、2年生に対して9年生による絵本の読み聞かせなど異学年交流の推進、全校授業研究やブロック別授業研究などの小中合同校内研究、5年生から7年生に教科担任制の導入、海外留学制度の導入、中学校移行の準備として、5年生から制服の着用義務や部活動へのお試し入部の実施、また、梶原高校との連携・交流もあり、長期休業中は梶原高校生がアルバイト講師として学習指導をされています。

以上のような取組みが行われていました。

最後に、委員会総括としまして、今回の先進地視察研修では、梶原町教育委員会、梶原町立梶原こども園及び梶原町立梶原学園の皆様には大変お世話になりました。

梶原の子ども達が抱える様々な問題に対して、組織的な議論を踏まえ、真剣に取り組んだことが現在の梶原の教育に繋がっていると良く理解できました。

本町の就学前教育及び小中連携教育については、甲浦・銀杏両保育園において、ALTを活用した外国語の指導、障害児教育を考える心身障害児就学児童審議会の開催、また、園児、児童、生徒を対象とした教育相談の実施、保育園、小学校、中学校の三者合同運動会の実施や小学校、中学校の合同マラソン大会の実施、小中学校の校長会を開催するなど保小中の連携した取組みも行われております。

就学前教育では、幼児が生活環境の中で、学習の芽生えや道徳性の芽生え、表現力を身に付けることが小学校以上の学習や生活の基盤を作ることに繋がると思います。小中学校の連携については、小学校から中学校への移行の際のいわゆる中1ギャップの問題や、不登校やいじめの発生、学習離れ等にどのような対応をするのかという点に焦点を当てる必要がございます。

このことからスクールソーシャルワーカー、地域ボランティア、スクールカウンセラーなど、多様な方に現場に入ってもらい、そういう人たちの力を借りて、小中連携を進めていくことが重要で、これらの取組みについては、設置者や教育委員会がもっとイニシアチブをしっかりとって推進すべきであると考えます。

今後は、就学前教育及び小中連携の取組みを推進するとともに、児童生徒数の推移から教育施設のあり方の基本方針を明確にして、地域の理解を得ながら、場合によっては小・中学校の統合を伴いつつ、施設一体型の小中一貫教育校を設置するなど積極的な検討を行なうことが必要と強く感じました。

以上で、総務教育民生常任委員会の活動内容についての報告といたします。

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>総務教育民生常任委員会からの報告が終わりました。 続いて、産業建設常任委員会からの報告を求めます。</p> <p>平山産業建設常任委員長。</p>
<p>産業建設常任委員長</p>	<p>(平山 照生産業建設常任委員長)</p> <p>産業建設常任委員会から、11月16日に和歌山県有田川市の農業生産法人株式会社早和果樹園に、生産から加工販売に至る農業の6次産業の取組みについて、先進地視察研修を実施しましたので、その内容をご報告いたします。</p> <p>お手元の報告書をご参照ください。</p> <p>まず、早和果樹園の概要についてですが、昭和54年に、7戸の農家で早和共撰を創業、平成12年に有限会社早和果樹園を設立し、4名の若い後継者を育て、平成17年に、株式会社へ変更し、現在に至っております。</p> <p>若手後継者がいることから、アグリビジネス投資育成株式会社から増資を受けて、みかんの加工品の商品開発に取組み、現在では、栽培から加工、販売までを手がける農業の6次産業化に取り組んでおり、現在、資本金8502万円、社員は60名、年間7億8100万円を売上げています。</p> <p>7ヘクタールの果樹園を有しておりまして、みかんの出荷量は500トン、加工品には1200トンを使用し、東京や新潟の市場へ出荷、あるいは、三菱食品を通じて全国の百貨店やスーパーへ卸ろされています。</p>

次に、早和果樹園の経営体制についてですが、経営を生産部・製造部・営業部・総務部の4つの部門を設けて、次世代への若手後継者4名をそれぞれの責任者に充てておりまして、生産部では、みかんの味にこだわるため、マルドリ方式を導入し、富士通と連携したICT農業システムで徹底管理を実施、また、光センサーを活用するなど、良質の良いみかんを栽培しており、最近では、みかん園の観察にドローンを活用されています。

製造部では、特産の有田みかんに付加価値を付けるために、糖度12度以上のみかんを選別し、加工品に使用しており、果汁のしぼり方は世界でも珍しい手で皮をむくチョッパー・パルパー方式を採用して、ジュースを筆頭に27品の加工品を商品化されています。

営業部では、百貨店・高級スーパー・カタログギフト・サービスエリア・高級ホテルの客室ドリンク・航空機の機内ドリンクなどに採用されるなど販路開拓に奮闘し、和歌山県内の公共施設等でも取扱われています。また、海外へも展開し、香港・台湾・シンガポール・中国・オランダなど10カ国でも販路開拓されています。

総務部では、社員全員が販売の意識を持って、商品開発に携わり、年間65万食に至る試食販売の実施、カタログ・ネット販売を積極的に取組み、カタログ販売だけで1万人の顧客を確保されています。

平成27年には、共撰時代に携わった7戸のシニア女性達による子会社株式会社早和なでしこを設立して、早和果樹園のサポートのほか、売店ショップの経営、薬品会社ツムラと契約して皮を乾燥させた商品の企画などをされています。

早和果樹園の今後の目標と事業展開としては、原料の調達と、産業廃棄物となるみかんの皮やフクロの機能性成分に着目した商品開発を行って、有田みかんまるごと付加価値が付くよう研究していくことと伺っております。

なお、乾燥させたみかんの皮は、ツムラが漢方薬の原料として引き取っているとのことでした。

今後は、国内の人口減少や市場の縮小に対して、海外への販路拡大を展開し、4年後には売上20億円、従業員120名体制を実現し、10年後の売上は50億円を目指すと伺いました。

最後に委員会総括として、有田市に入りますと、辺り一面にみかん畑が広がる風景は、日本一の温州みかんの産地を象徴していました。その日本一の産地でさえ、生産量が減少し、後継者不足が深刻化する中で、株式会社早和果樹園は、みかんを栽培して販売する従来の農業スタイルから脱却して、後継者を育成し、栽培から加工販売までを手がける6次産業化へと展開していきました。

大きな成長の要因となったことは、生産・加工・営業・総務の4つの部門に、4人の後継者を各担当部門の責任者に充てて、社員同士が同じ方向を見て働く環境づくりに励み、そして、全国区の有名ブランドみかん有田みかんに特化し、味にこだわるための徹底した栽培管理の導入、光センサーの活用や果汁の保存技術による味の均質化と安定供給、商品開発の研究、販路拡大や顧客を確保するための全社員による営業努力で、みかん農家から起業農家への変革が遂げられました。

みかん産地として発展していくことが地域を活性化させる考

えで挑み、みかんの新たな魅力を求めるために、常に課題を持った取組みが、良質のみかんを作り、全27商品の開発につながっています。

これまでのみかん農業を、守りの姿勢から前向きな姿勢へと転身した今後の展望に、ますます力強い経営戦略を感じさせる社長、何より社員の明るく生き生きとした接遇が好印象でした。

今年度から土佐あき農協管内に出荷するポンカンは、光センサーを活用して、一定の基準に満たしている果実をブランド品として取扱うこととなっており、また、急激な人口減少やTPP協定なども踏まえると、農業者にとっても市場が大きな変革期を迎えています。

早和果樹園の取組みを参考に、まずは、良質みかんを栽培し、安定出荷量を確保することが農業者の所得安定につながり、また、それを引継ぐ次世代の農業の担い手を育成していくことが、農業経営強化の基盤づくりにつながると感じたところであります。

以上で、産業建設常任委員会の活動内容についての報告といたします。

(今宮 裕明議長)

産業建設常任委員会からの報告が終わりました。

日程第18、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、

議長

平成29年1月13日、高知城ホールにおいて、平成28年度議員行政実務研修へ、議員派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

日程第19、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

日程第20、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。また、反問権について、執行部は反問する場合、反問しますと発言の上、挙手願います。

質問の通告が4名ありました。

それでは、順次、これを許します。

初めに、西岡尚宏君の質問を許します。

件名は、公金の管理体制について、ほか2件であります。

答弁者は、町長、副町長、会計管理者、総務課長、産業建設課

<p>8 番議員</p>	<p>長となっております。</p> <p>西岡尚宏君、質問を始めてください。</p> <p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>それでは、一般質問をさせていただきます。</p> <p>1つ目の質問ですが、公金の管理体制について、今年9月に県内のある町の出納職員が町の口座から36回に渡って不正に現金を引き出して、6年間で合計1656万円を着服していたとして、新聞に掲載されていました。</p> <p>本町では、このようなことはないと思いますが、現金の出し入れについて、どのようなチェック体制を敷いているのかお聞きします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>川田会計管理者</p>
<p>会計管理者</p>	<p>(川田 真由美会計管理者)</p> <p>それでは、西岡議員のご質問、公金の管理体制について、お答えいたします。</p> <p>複数の口座で公金管理をしている自治体もあると聞いておりますが、東洋町では、毎日の現金の受け入れ、また、支払いについては、町指定金融機関であります四国銀行甲浦支店の普通預金1口座のみで行っております。</p> <p>入金については、各担当者からの領収済通知書等により、会計ごとに出納員がシステム上の収入処理を行い、現金の入</p>

金額とシステムによる伝票上の収入額が一致していることを確認しております。

また、支払いにつきましては、各担当者のシステム入力による支出伝票の支払合計額を出納員が普通預金口座からの支払処理を行い、翌日に現金の受入総額と支払総額を指定金融機関の行員の方が作成しました現金有高票及び出納日計報告書と出納員がシステムで作成しました収支日計表により、私、会計管理者が、内容、受入総額と支出総額、また日々の残高を確認します。

このように、三者により日々の現金の残高総額とシステム上の全会計の収支残高総額の確認、管理をいたしております。

その他の各預貯金等につきましては、各金融機関から毎月末提出されます残高証明書により、また有価証券等の残高につきましては、半期に一度送付されております取引残高報告書により例月検査時に監査委員による町の全会計の現金総額と全会計システム上の収支残高総額について、検査を受けております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

8番、西岡尚宏君。

8番議員

(西岡 尚宏議員)

今、答弁聞かましても、心配ないと思いますが、今回の問題になった町は職員間の信頼や信用から長期間に渡って気

	<p>がつかなかったのではないと思います。</p> <p>これを教訓に公金の取扱いについては会計管理者に任せるのではなく、公金を扱う各部署の管理職や職員には、公金の管理に徹底されたい。</p> <p>答弁はいりませんので。</p> <p>それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。</p> <p>池・相間地区集会所の建設状況について、今年度当初予算で、池・相間地区集会所建設事業費として設計委託料600万円、工事費3350万円を予算計上しています。</p> <p>今年度も終盤に来ていますが、建設に向けての今の状況がどうなっているのかお聞きしたいです。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、西岡議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>進み具合の状況につきましては、この集会所の建設に対しまして、まず、土地の購入手続きに少し時間を要した次第です。</p> <p>本年度4月から交渉を行い、7月までに購入する予定でしたが、9月中旬にまで土地の購入がずれ込んでしまいました。</p> <p>その後、設計の入札手続き及び入札に約1ヶ月を要し、現在は、先般地層のボーリング調査を実施し、また、設計図面を作成している状況でございます。この設計図面の作成契約</p>

	<p>は、10月の11日に締結をいたしました。</p> <p>しかしながら、図面の作成までに約3ヶ月を要するという こととして、設計図面の完成までには、もうしばらく時間 がかかるとおられます。大変遅れていることにお詫びいたしま す。</p> <p>また、建設から完成まで造成が含まれておりますので、設計 会社さんのお話では、5ヶ月間の期間を要するという話でご ざいましたので、本町といたしましては可能な限り早期完成 に向けて尽力する所存でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>8番、西岡尚宏君。</p>
8番議員	<p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>今、答弁いただいた、だいたい8月から9月くらいの予定 ということになりますね、だいたいのところで分かりまし た。</p> <p>それでは、第3の質問に入りたいと思います。</p> <p>農林水産業への支援策について、平成27年度から町単 独事業として商工持続発展事業を始めてから、町内の商工業 者へ、これまで繰越予算も含めて2600万円を支援し、今年 度も1500万円を予算化しています。</p> <p>使い勝手も良いことから、この制度を活用した町内商工業 者にとっては、一定の効果が現れてきており、評価したいと 思います。</p>

<p>議長</p>	<p>ただ、本町では昔から農林水産業の1次産業で栄えてきた町であり、それに従事している住民もたくさんいます。1次産業に対しては、国や県の支援制度もたくさんありますが、商工持続発展事業のように、使い勝手の良い支援制度を町単独で作る考えはないのかお聞きしたいです。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>西岡議員にお答えをいたします。</p> <p>商工持続発展補助金もそうですけれども、農林水産についても国、県にもですね、多くの補助事業があるわけですが、ただ、国、県の補助対象はですね、事業規模が大きく個人での取組みでは、多額の個人負担を要する状況もあるというふうに認識をしております。県の単独事業もですね、法人化されなければ、なかなか該当しないというような厳しい要件となってきました。</p> <p>今後、農協も県一に合併されることが決定されているわけですので、補助事業なども窓口はですね、県と県一の農協ということになると考えております。</p> <p>町も厳しい予算の範囲内でやり繰りをしているわけですが、この補助制度の状況を見極めながらですね、小さな事業でも、設備の改善などに取組む意欲ある個人等の負担の軽減策をですね、やはり限度額の設定も含めまして検討をいたしまして、29年度中には実施をしたいと思っております。</p>

<p>8 番議員</p>	<p>ます。</p> <p>当初予算はなかなか厳しくなりますので、29年度中には ということでお答えをしておきたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>今、町長からの答弁で、29年度中にという返事をいただき きました。</p> <p>農林水産業の方も、ちょっとは、喜んでいると思いますの で、よろしくお願いいたします。これで終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>西岡尚宏君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、福島登君の質問を許します。</p> <p>件名は、高知東部圏域都市計画区域マスタープラン(素案) についてほか1件であります。</p> <p>答弁者は町長、副町長、教育長、課長となっております。 福島登君、質問を始めて下さい。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>議長、質問の機会をいただきありがとうございます。でき るだけ簡潔に行いますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>1つ目の質問は、高知県東部圏域都市計画地域マスター プラン素案についてでございます。</p> <p>町広報誌とうよう12月号で、高知東部圏域都市計画区域 マスタープラン素案について、本町では12月12日に説明</p>

	<p>会が開催され、また、インターネット上で広く意見を求めていると掲載されていました。</p> <p>同プランの作成にあたっては、当然関係する市町村との協議があったと思うが、このプランの内容について、インターネットを使用できない住民の方々には分からないと思います。</p> <p>今後、どのような取組みがなされ、県東部、また、本町にどのような有益なことがあるとされているのか、今、わかる範囲内で説明を求めます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の質問にお答えいたします。</p> <p>この都市計画区域マスタープランの策定は、南海トラフ地震の被害想定や人口減少、高齢化の進展など、社会経済情勢の変化を踏まえ、持続可能な町づくりを進めていくうえで、地域に暮らす皆様の、将来、こんな町にしたいという思いを今後の町づくりに活かすため、都市計画法第6条の2に基づき、高知県が策定をするものです。</p> <p>平成16年に策定をしてから10年が経過されたことから改訂を進めています。また、平成16年の策定では、市、町ごとにマスタープランを策定しておりましたが、今回の改訂では東部圏域として都市計画区域がある東洋町、室戸市、</p>

安芸市の3つの市、町の一体的な都市計画町づくりの策定を現在進めています。

この都市計画区域マスタープランの改訂の主な内容につきましては、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで都市づくりを進めていくため、大きく4つの決定方針を掲げています。

1つ目に、土地利用に関する方針として、建築物の容積率や建坪率、居住環境整備などの設定となります。

2つ目に、都市施設の整備に関する方針として、広域幹線道路網の整備促進や保水処理の普及率拡大など。

3つ目に、自然的環境の整備または保全に関する方針として、豊かな自然環境の保全と活用などになります。

4つ目として、都市防災に関する方針として、ハード、ソフト対策の組み合わせにより、防災、減災への取組などになります。

今後の改訂スケジュールとしましては、平成28年12月12日に東洋町で住民説明会を開催しましたので、その後、意見などを募集し、それらを踏まえまして、市、町の改定案調整後、公告、縦覧し、高知県都市審議会を経て、国土交通大臣の同意後、平成29年7月頃に高知県東部圏域都市計画区域マスタープランの改定予定となります。

以上です、よろしく申し上げます。

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

議長

1 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>今、説明にもございましたが、このマスタープラン素案にはですね、東部圏域の目標として、理念やハード、ソフト面での都市計画の決定の方針が書かれ、その中にはですね、阿南安芸自動車道の整備促進も含まれております。</p> <p>ただひとつですね、その目標の中でですね、ひとつ気になったのが、東洋町が都市計画として、野根の地域は含まれておりませんが、東洋町の人口目標がですね、2015年度1200人、2035年度1100人としております。</p> <p>このことについて、東洋町人口ビジョンの本町の人口はですね、様々な政策を実行しているうえで2060年に2千人という展望をしていることとの整合性について、町長にひとつお考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>ご承知のとおりこの都市計画区域はですね、甲浦町が旧町時代から合併して、引き継いで今日に至っております。</p> <p>ですので、都市計画区域は、旧の甲浦町だけということになっております。</p> <p>そして、東洋町となってからもですね、生見を含む旧甲浦町全域が指定されたままということになっているわけでございます。</p>

先ほどの人口の件でございますけれども、東部地域の見通しでございますが、目標年次の平成47年には、1100人ということでございます。これは甲浦地区だけの推定人口ということになっております。

総合戦略では2060年に2千人を維持したいというふうに考えておりますけれども、甲浦地区で1100人、野根地区はですね、2千人からいけば単純に計算すれば900人ということになるわけですが、これは無理な数字ではないのではないかなというふうに思っております、ある程度整合性は取れているものというふうに考えております。

現在、総合的な交通ネットワークの形成ということで、今回、広域幹線道路網の整備促進ということを、この都市計画に反映をしておく必要があるというふうに聞いております。

現在、牟岐から野根間が高規格道路として、計画段階評価が終了しているわけでございます。この事業化決定に向けましては、この甲浦町が都市計画区域でございますので、県の計画にも反映させておく必要がございます。

国の動向、あるいは、予算配分のこともあるわけでございますが、事務上のことも町と県と国とですね、整合性を持って事業化決定に繋げていかなければならない時期に来ているということでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

議長

1 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>執行部にはですね、東洋町の人口ビジョンに向けた様々な政策の実行をお願いして、次の質問に移りたいと思います。</p> <p>2つ目の質問です。</p> <p>災害時一時避難場所への備品の整備についてでございます。</p> <p>各地区の災害時一時避難所へ防災資機材の整備をいただいておりますが、過去の震災の教訓から、簡易トイレの設置が必要と思いますが、今年度以降に町が整備する計画がないかどうかお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
1 番議員	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>簡易トイレの設置につきましては、様々な調整と補助金の活用とを調査し、精査のうえ検討して参りたいと思います。</p> <p>現在のところ、少し即答できないんですけれども、大変申し訳ございません、以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1 番、福島登君。</p>
1 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>再問です。</p>

	<p>避難所の備品等についてはですね、各地区から様々な要望があがっているとお聞きをしております。</p> <p>高台や避難タワーは、災害時の一時避難場所であるため、地震及び津波が発生した際、余震の状況にもよりますが、概ね1日の避難で、今はまだ十分な整備ではございませんが、拠点施設に移ることになると思います。</p> <p>このことを考えますと、一時避難場所には、1日なり短期の資機材の備蓄で良いのではないかと考えております。</p> <p>様々な要望に応えるのは大変だと思います。この際、要望になりますが、自主防災組織にですね、年間の予算を与えて、その中から自主的に防災に備える取組みを始めてはどうかということですが、この事についてお考えをお聞きします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
	<p>(生松 克祐総務課長)</p>
総務課長	<p>福島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>議員のおっしゃられたとおり、災害に対しての備蓄の品物の要望がですね、たくさん、今、届いております。</p> <p>本町といたしましては、どこまで本町の財源によって、また、県、国の補助金を活用して整備するものか、それとも、自主防災組織自身に整備していただきたいものかというのが、今現段階で明確ではございません。</p> <p>また、こういった備品を購入する場合ですね、本町の場合ほとんど補助金を活用しております。すべての財源を町単独</p>

の財源ではしていない場合がほとんどでございます。

ですので、そういった活用をですね、いろいろ調査、精査しながら考えて参りたいと思います。当然、簡易トイレというのは、たぶん必要不可欠だとは思っておりますので、整備はしたいとは思いますが、その辺の精査をしてからということになります。

また、自主防災組織の年間の活動費ということでございますが、県の補助金メニューの中にもございます。

様々な要件と実績の報告、添付書類などが、そこそこあるかと思えます。それを作成するのに煩雑になったりする場合もございますが、そういった補助金の内容とですね、先ほど議員がおっしゃられた補助金、こういったものを様々何通りか考えまして、今即答できませんが、こういった方向で補助できるのか、また今後研究しながら検討したいと思います。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

1 番、福島登君。

1 番議員

(福島 登議員)

そうですね、大変、執行部も様々な課題があって忙しいとは思いますが、地震は全国的にも多発しており、いつ起こるか分からないものですので、なるべく早くですね、今おっしゃったような計画を進めていただきたいと思います。

最後にですね、役場が考える自主防災組織とはどのようなもので、自主防災組織にですね、期待しているものは何かと

<p>議長</p>	<p>いうことだけ答えていただいて、私の質問を終わりたいと思います。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>福島議員にお答えをいたします。</p> <p>本町において、自主防災組織に期待することということでございますが、もし、発災した場合ですね、本町の職員、全体で60名くらいいるんですが、それと、消防とか他の公共機関というんですか、考えた場合ですね、明らかに人員不足というのは発生をいたします。本町の職員もどれくらい残っておるのかという状況もございますし、当然、広範囲に人命救助、避難所の開設等々が始まりますので、どこまで支援できるのかというのが分からない状況です。</p> <p>しかしながら、絶対数人数が足りないというのはございますので、まず、最初の避難においてですね、それと、発災しからの相当の時間を自主防災組織の方々が自主的に活動していただいて、災害が発生した時から避難生活までいかないんですけれども、そういったことの状況の場の作りとか、支援とかというものを本町は期待しているというか、ぜひ、してもらいたいと、本町の人数が少ないものですので、そういったところでございます。</p> <p>(自席より、どのようなものかということについてはどうかと、発言あり。)</p>

<p>議長</p>	<p>どのようなことということですが、夜中に発災するかも分かりませんし、昼間かも分かりませんが、特に夜中なんかは、すぐに職員が駆けつけることができませんので、そういったところを自主防災組織が自主的に活動して、避難していただいて、運営していただくというような状況のところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>総務課長は、発災後のことを中心にお答えいたしましたけれども、やはり日頃からですね、自主防災組織の活動というのは、啓蒙活動に協力していただく、今もしていただいているわけですが、これに尽きるというふうに思っております。</p> <p>その活動を通じまして、自主的な避難ということにも繋がっていきたいと、役場だけがですね、ああせえ、こうせえ、というわけにもいきません。</p> <p>実際、住民の方が中心となっておられます、自主防災組織ということがですね、やはり、啓蒙活動を通じて、一番大事なことだと思っておりますので、町としても、その啓蒙活動の中でいろんな耐震補強でありますとか、いろんなことにも取り組んでいただいておりますが、このようなことが防災対策の温度差というんですかね、まったく関心のない地域もございまして、少しずつでも意識を高めていってほしいとい</p>

<p>議長</p>	<p>うことに期待をしているところでございます。 よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>福島登君の質問が終わりました。 次に、平山照生君の質問を許します。 件名は、町が本税支払い後の延滞税納付督促状を町民に発送した件について、ほか3件であります。 平山照生君、質問を始めてください。 答弁者は、町長、税務課長、他となっております。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(平山 照生議員)</p> <p>私からは、町税務課の事務執行について、具体例を上げて、次のことをお聞きします。</p> <p>件名1、町が本税支払い後の延滞税納付督促状を町民に発送した件で、事例としては、Aさんが滞納していた税金を、平成26年に完納し、なお、係員に、これ以外で支払う税金はありませんかと確認したら、これで全部ですと返事をもらいました。</p> <p>しかし、平成28年10月に、平成22年度分の延滞税が残っていたので納付するようにとの督促状が届き、これを支払いました。</p> <p>この事例について、次のとおり質問します。</p> <p>本件は事実ですか。また、本件のように町民にとって、ある時点で、税金が完済されたと思ひ込む状況があり、その後、実は何々の税金が残っていて、それを請求したというよ</p>

<p>議長</p>	<p>うな事例は他にありますか。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
<p>税務課長</p>	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>それでは、平山議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>平山議員のご質問のとおり、遡及して未納の延滞金を請求した事例がございます。そのとおりでございます。</p> <p>本町は数年前まで延滞金を徴収していない時期がございましたが、県のご助言、またご指導もいただき、ここ数年前から延滞金の徴収をさせていただいております。</p> <p>このような状況の中、税も含め、税外収入についても、組織として、徴収強化の取組みを検討しているところでございます。今年の28年には、安芸郡市管内で安芸租税債権管理機構も組織化をされまして、また、本町も独自で税の徴収強化を図るため、県外から徴収専門の任期付職員を採用しまして、課内で税の滞納整理の洗出しを行っているところでございます。</p> <p>先ほど申し上げましたが、以前は、延滞金を請求していない時期もございましたが、延滞金を請求しない時期も含めまして、収納状況の洗出しを今年行いまして、この平成28年の10月現在で未納となっていた延滞金について、未納のお知らせを送らせていただいたところでございます。</p> <p>この延滞金については、ご承知のとおり納期限内に収めていただいております健全な納税者の方と、納期限を過ぎてか</p>

ら納付される方との不公平感を解消するために延滞金を徴収させていただいております。また、ご質問の中で督促状とありましたが、督促状ではなく未納のお知らせを送らせていただいております。

督促につきましては、毎年納税者の方に納税通知を行い、納期限を過ぎて20日前後に督促状を送らせていただいております。ということで、督促状の発送は、この1回限りでございます。

今回、送付させていただいたお知らせの内容については、延滞金が未納となっています。お手数をおかけしますが、ご確認していただき、納付くださるようお願いいたしますという文章を送らせていただいております。

平山議員にも、この延滞金の主旨をご理解していただいて、今後ともよろしく願いをいたします。

また、先般、県内市町村の税の徴収率の状況が12月の7日付けの高知新聞で掲載をされております。

また、今回、議会の資料としまして、カラーコピーで徴収率の推移の一覧表を添付させていただいております。見ていただいたとおり、本町の徴収率は平成11年から平成27年まで、17年連続税の徴収率が県下最下位の状況が続いております。

今後も、滞納者の方に対して、税金の徴収の取組みを強化して参りますので、住民の皆様のご理解をお願いしたいと思っております。

また、ご質問の中に、同じ事例が他にはないかのご質問ですが、延滞金については、以前、徴収をしていない時期も

<p>議長</p>	<p>ございましたが、その方については、本税、督促料は完納されていたということは確認をしております。</p> <p>ですが、この10月現在で、遡及して延滞金を請求しております。ということで、そういった事例は数件ございます。この請求させていただいた事案の中には、納税相談があり、明らかに資力のない方については、未納のお知らせを送付した後、徴収の執行停止とか減免の措置を取らせていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>2番、平山照生君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(平山 照生議員)</p> <p>順番に質問していこうと思いましたが、一遍に質問の内容のことを全部答えられたら、次に質問することができませんので、今回の事例のやつはこれで終わりますが、次の事例からは、質問のことにのみ答えてください。</p> <p>議長、よろしく申し上げます。</p> <p>件名2、固定資産税を徴収済みであるにも関わらず、再度、請求した件。</p> <p>事例は、Bさんは、固定資産税をすでに納付しておりました。</p> <p>ところが、納付済みである固定資産税を納付せよという督促かどうか分かりませんが、そういう書類が、町からBさんに送られてきました。Bさんが町に抗議したら、町は手違いでしたと非を認めて、Bさんに謝罪しました。</p>

議長	<p>この件につき、次のとおり質問します。</p> <p>本件は事実ですか。また、このような支払済みの税金を再度、請求した事実は今までにありましたか。</p> <p>一般的に答えないで、この件のみに答えてください。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
税務課長	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>それでは、平山議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>それでは、1番の質問のみお答えをさせていただきます。</p> <p>この固定資産税のほかの税金でも、督促状を発送した後、督促状の行き違いが数件ございます。</p> <p>ということで、税金を払われても督促状が届く場合がございます。これを解消するのは、なかなか難しいところがございます。担当職員が督促状を発送する際に注意をはかっているところでございますが、なかなか100パーセントには至っておりません。</p> <p>ということで、納税者については、納期限内に払っていただいたら、督促状は届かないということになっておりますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>2番、平山照生君。</p>
2番議員	<p>(平山 照生議員)</p>

	<p>1 番、2 番も一緒に終わりましたので、次に移ります。</p> <p>督促状とか、請求書の出したがんと支払うがんの手違いや いうことですので、それはそれで了解します。</p> <p>質問件名 3、税金の督促を行う場合の通知する書類の色使 いについて、お聞きします。事例は、町が税金の督促を行う 場合に、赤い系統の書類を使用しているらしいとのことを複 数の人から聞きます。その件は事実ですか。</p> <p>1、2 一緒にやります。</p> <p>それで、どうして、赤系統の色を使用するのですか。注意 喚起で目につきやすいようにするんだったら、黄色とか緑と か、他にもいろいろ考えられますが、返答をお願いします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>それでは、平山議員の件名 3 について、お答えをいたしま す。</p> <p>1 番から 3 番までの答え、 (自席より、2 番と発言あり。)</p> <p>2 番まで、はい分かりました。</p> <p>まず、1 番のお答えですが、赤い封筒を使用しているのは 事実でございます。</p> <p>現在、税金の督促状の封筒の色は、緑色かピンクの封筒を 使用しております。今後は、ピンクの封筒の在庫がなくなり 次第、封筒の色は緑色が主流となります。</p>

現在、この赤い封筒を使用しているのは、督促状を送っても納税相談もなく、お支払いがない方、いわば、税金を滞納されている方に催告書、差押さえ予告書を発送する時のみ、赤い封筒を使用しております。

この赤い封筒にした経緯を申し上げますと、よく滞納者の方から差押さえを行った際、催告書や差押さえ予告書を見ていない、いつ送ったんや、そんな書類は知らん、見たことがない。なんで事前に連絡もなしに、差押さえするのかという方が多くおられます。

しかし、納期限内に収めていただいております、約9割の住民の皆様との公平性を保つことを考えますと、滞納されている方に、確実に催告書や差押さえ予告書に目を通していただき、税金を収めていただくことにより、差押さえの執行までいかないように、未然防止を含めて、目立つ色の封筒で、滞納者の方に周知をはかっているところでございます。

よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

2番、平山照生君。

2番議員

(平山 照生議員)

3番、4番の質問もまた一緒に終わりましたので、これで終わります。

町の税金徴収の努力もよく分かりますが、あまり町民の反発を受けんような方法でよろしく願いします。

件名4番に移ります。

	<p>固定資産税評価の元となる土地の地目の適用について。</p> <p>事例は、Cさんは家屋をすべて取壊し、取壊し登記をして、その跡地に、栗、柚子、イチジク、タラを植え、役場にその旨伝え、登記簿を見せて地目を宅地から畑に変更してもらいたいと伝えました。</p> <p>役場の返事は、畑としては、野菜物が作られていない、木を植えることで地目を宅地から畑に変えられるなら誰でもする、早い話が税金を安くするのにやったらそうするというふうな理由で、地目に変更されませんでした。</p> <p>そこで、次のとおり質問します。</p> <p>固定資産を評価する場合、地目は、現況と利用目的に重点を置いて決定することとなっています。宅地に果樹等を植え、果樹園として使用しているのに、宅地以外の地目に変更できないのなぜですか。</p> <p>1番のみを答えてください。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>小池税務課長補佐。</p>
	<p>(小池 昭平税務課長補佐)</p> <p>それでは、平山議員の質問にお答えします。</p> <p>1番のみということですので、1番の質問につきまして、回答させていただきます。</p> <p>平山議員の言われます宅地に、果樹等を植え、果樹園として使用してるのに、宅地以外の地目に変更できないのはなぜかということですが、固定資産税の土地の評価課税につま</p>

しては、登記地目に関係なく、現況に基づき評価することとなっております。

平山議員の言われている土地につきましては、別役の土地だと思われませんが、その土地につきましては、果樹の苗木を植えたと思われる時期に現地確認を行いまして、その後、今年の10月頃だったと思いますが、再度確認をさせていただきました。

その時には、草に埋もれて苗木が確認できませんでした。

議員の言われる状況でありましたら、畑への地目変更だと思われませんが、登記地目の認定につきましては、不動産登記事務取扱手続準則第68条第2項で、畑とは、農耕地で用水を利用しないで耕作する土地と明記されておりまして、市町村が、現況地目を変更し、評価する場合も不動産登記事務取扱手続に基づき、変更評価をしておりますが、基本的にはその土地の一部分だけを見て判断するのではなく、その土地の全体的な状態を見て判断しているため、一部分に果樹を植えただけでは全体的な状態から判断した場合、果樹園としては認定するには無理があるのではないかと考えていますし、耕作性としては、認定できないものと考えています。

なお、今後、全体的に果樹等を植え、果樹園として適正に管理され、耕作されていると判断された場合は、地目変更も検討していきたいと考えております。

以上です。

(今宮 裕明議長)

2番、平山照生君。

議長

2番議員

(平山 照生議員)

今の答弁とちょっと違うんですが、地方税法の388条第1項に、総理大臣は、固定資産評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続きを定め、これを告示しなければならない、これが、固定資産評価基準というものですが、その固定資産評価基準は、自治省告示第158条の自治大臣が昭和38年12月25日に出しております。

その中で、第1節通則の土地の評価の基本、土地の評価は、次に掲げる土地の地目の別に、それぞれ、以下に定める評価の方法によって行うものとする。この場合における土地の地目の認定にあたっては、当該土地の現況及び利用目的に重点を置き、部分的に僅少の差異を存する時であっても、土地全体としての状況を観測して、認定するものとする。

今、課長補佐の言われたところでも、重なるところもあるんですが、現況を見て判断するということで、宅地の現況やなかったら、宅地から他の地目変更にするのが筋やないかと私は思います。

その地方税法の中での固定資産税のところでも、現況を見て判断するということで、現実が宅地じゃなかったら、それはもう、宅地じゃない、他の地目にする、登記簿上では、30くらいの地目がありますが、固定資産税は、8つか、そこらしか地目がないんですね。

で、それに、当然変更するのは適切じゃないですか。

議長

(今宮 裕明議長)

税務課長補佐

小池税務課長補佐。

(小池 昭平税務課長補佐)

再問にお答えします。

先ほど、平山議員が言われましたとおり、昭和38年に出されています自治省告示第158号で、そのとおり書かれております。

その中で、先ほど私が申し上げましたとおり、土地の一部分だけを見て評価を決定するのではなく、先ほど、平山議員が言われましたとおり、土地全体としての状況を観察して、認定するものとして、その後、書かれています。

今回の件につきましては、一部分に、先ほども申し上げましたとおり、果樹を植えているので、地目変更というのではなく、全体を見て、畑としては認定できないものということで、そのままになっています。

なお、その評価をして課税をする時にですね、納税通知書を送らせていただいています。

その納税通知書にも記載していますとおり、固定資産税課税台帳に、登録された家屋に不服がある場合は、地方税法第432条第1項の規定により、通知書を受け取った日の翌日から起算して、3ヶ月以内に固定資産評価審査委員会に対して、審査の申入れをすることができますとありますので、もし、不服があるようでしたら、そちらの方に、審査申出をしていただければと思います。

以上です。

(自席より、今の答弁(?)と発言あり。)

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>2番、平山照生君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(平山 照生議員)</p> <p>不服があったら、不服申立てをしたら良いと、それは分かります。</p> <p>答弁で、そういう話が出るんですか。</p> <p>私が、今、言いよるのは、現況が宅地やなかったら、宅地以外に変えるのが筋じゃないですかというんです。</p> <p>果樹園とか、畑に、こだわっておるわけではありません。</p> <p>で、全体を見てやから、全体を見てくれたらえいんよね。</p> <p>それが、宅地やなかったら、宅地以外に切替えるのは当たり前でしょ。</p> <p>地方税法の中にも、この固定資産税の地目については、3年に1回見直しせないかんとかいう規定がありますわね。</p> <p>で、そういうことで、やっていくんで、どれがどれへ適用するかを考えてやってくれたらええんで、地目を限定して、これやきにやなしに、これ以外になることやったら、ならしてやるのが筋やないですか。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>平山議員にお答えをいたします。</p>

所管課のですね、答弁と同じ繰り返しになりますけれども、私からは全体的な事を申し上げます。

今、議会にも、債権管理機構の11月までの執行状況を配布させていただいておりますけれども、延滞金につきましても、機構全体では、869万3千円の徴収をしているところでございます。

現在は、納期限内に納付している方々との不公平感を解消していくために、本町も、他町村と同様に、延滞金を徴収しているところでございます。

口座振替、引落としを奨励しているのは、うっかりといたしますかね、忘れておったということを防ぐための意味合いもあるわけでございます。

延滞金というのはですね、納期限内納付が遵守されていれば、一切発生しないわけでございます。本件の事例でもですね、やはり、今、精査しているという段階で、行き違いのこともあるかと思っておりますけれども、ご理解を願いたいというふうに思っております。

延滞金の計算がですね、本税の完納がなければ、確定いたしませんので、この通知がですね、遅れるということも自然に、そういうふうなことになるわけでございます。税目ごとに、納期限も違います。

例えば、国保税であれば、10期でありますので、1期ごとに、延滞金も計算しなければならないということになっております。それから、固定資産の評価に関しましてでございますが、固定資産の評価は、現況課税が基本ということでございます。ご指摘のとおりでございます。

このために、登記簿上の地目がですね、山林のままとなっておりますけれども、造成をされまして、いつでも家屋などが建築が可能であるというふうな現況につきましては、当然に、宅地並み課税がされることとなります。また、その反対のこともあるわけでございます。

ご指摘のように、地目変更の登記がですね、法務局でなされている場合でも、いつでも、現況が元に戻せるような場合なども考慮して、判断していかなければならないというふうを考えております。

例えばですね、過去にも例がございましたが、広い田んぼに、1本の木を植えて、これを山林と評価してくださいというような事例も過去にあったわけでございます。

これは、常識的には、現状、現況を優先して、即、地目変更した評価をするということは、なかなか困難だというふうに思うわけでございます。

法務局もですね、同じ見解で地目変更の登記を受理しているというふうに考えております。

評価に関しましても、現況をどのように評価するか、登記簿上は、宅地であっても、現況が原野になっている場合もございます。雑種地になっているような場合もあるわけでございますので、評価の中で、地目が宅地であっても、雑種地なり原野の評価を適用するというようになりますが、担当が申し上げましたように、全体を見るということと、時間的なことも必要だというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)

平山照生君の質問が終わりました。

続いて、田島毅三夫君の質問を許します。

件名は、東洋町再生には特産加工品の開発しかないについて、他6件であります。

答弁者は、町長ほかとなっております。

田島毅三夫君、質問を始めてください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

先ほどの質問で、法律が詳しくないもので、なかなか頭が痛かったですが、簡単にいきます。

1 問目として、東洋町再生には、特産加工品の開発しかないという大題で質問させていただきます。

1 つ目、東洋町6次産業開発プロジェクトを、生き残りをかけた町策事業にしないかという題でございます。

こないだ、私たちは、和歌山県の有田市の早和果樹園への視察で、品質の良い加工品を高額で販売することで、年間8億5千万円も売り上げていると、こう聞いてきました。

県内でも、碁石茶などが5億以上ですかね、あがったという報道もありました。ネットなど、通販が定着した今、みかみだけでなく一次製品の販売に主流を置く時代ではない、こう考えております。

29年度事業に町存亡をかける覚悟で方向転換し、国や県の補助を受け、職員、議員、各産業代表、住民希望者などを募って、全町民が知恵を出し合う町製品の加工・開発を行うための検討プロジェクトを立ち上げませんかという提案で

<p>議長</p>	<p>ございます。</p> <p>町長からお聞きしたいと思います。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは、田島議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>6次産業化のプロジェクトを立ち上げということなんです すが、今現在、町特産品であるポンカンについては、県のア クションプランの取組みによりまして、甲浦果樹仲間がポン カンの加工品の開発や販路拡大の営業活動などの事業を実 施しております。</p> <p>加工品につきましては、ポンカンドリンクやドレッシング などがあり、平成22年度から取組みを進めてきておりま す。</p> <p>また、県の第3期産業振興計画、平成28年から31年ま でですが、この中でも、新たな加工品の新商品開発や販路拡 大、新規グループの掘起こしなどの事業計画を進めていると ころです。</p> <p>町産品の加工開発を行う検討プロジェクトについては、各 分野において、それぞれの意見があり、色んな考え方がござ いますので、その中で一番重要なことにつきましては、生産 者側からのやる気だと思っております。それがなければいく ら新たな検討プロジェクトを立上げたとしても、前に進めて いくことは、困難だと考えております。</p>

<p>議長</p>	<p>また、現段階におきまして、県のアクションプランに沿った事業計画を強く進めていくことが重要だと考えていますので、新たなプロジェクトの立上げにつきましては、現在、考えておりません。</p> <p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>もう、答弁も暗記されていると思いますけれども。</p> <p>私が言っているのは、そうじゃなくてね、ポンカンを加工しているのは、よく知っております。</p> <p>しかし、私が言っているのは、生産者ができた1次産品を加工業者に送って、そこで、ジュースにしてもらったり、ジャムを作ってもらおうということではなくて、東洋町内で、そういうことを作りませんかという質問なんですよ。</p> <p>ほんで、これはね、いきなり明日から、こうせえとは言いません。しかしながら、こういう事業というのは、やはり準備を踏んで、今、言われたように、下からの意欲も必要かもわかりませんが、今、東洋町の現状では、なかなか下からの意欲が出てくるような状況にないんです。</p> <p>そういう時には、やはり、町が主導してね、皆に声を掛けて、まとめていくということも大事やと思います。</p> <p>そういうことで、先ほどの議員の質問の答弁にもありましたが、こういう事業を、29年度事業に、町長、どうですか、</p>

議長	<p>組込んでもらえませんか。先ほど言われましたね、29年度に、どなたやったかな、議員の質問に。</p> <p>この加工品の加工所を作る分を、29年度の事業に組込んでもらいたいが、町長答弁をお願いします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>先ほどのですね、29年度中にとというのは、かゆいところに手が届くような、小さなビジネスでも設備改善とかですね、今、商工持続は、希望者が多くて、限度額200万のところを100万に引き下げて、広く使っていただくというふうにしておりますけれども、そのような、使い勝手の良いような町単独の補助金を作りたいというふうに答弁したところでございます。</p> <p>この加工品でございます、何度となく、提案していただいております。</p> <p>本町もですね、他町村には遅れましたけれども、インターネットの環境整備が終了したところでございまして、その活用策についても、様々な取組みが出てきております。</p> <p>サーフィン大会なんかにしましてもですね、動画を世界発信もしているところでございます。ビジネスに取り組む方も増えてきております。加工施設の整備に、取り組む意欲的な事業者を発掘したいという考えで、県の産業振興計画への位置づけを検討してきたところでございます。</p>

	<p>今般、有害鳥獣を活用した商品開発と販路開拓に取り組む事業者が法人化をしております、県とともに、町も支援をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>29年度には、施設を整備して、30年度以降、加工体制の強化という計画になっております、これは、県の産業振興計画の地域アクションプランに位置づけられているところでございます。</p> <p>2番目にも繋がりますけれども、この加工体制の強化というところにはですね、当然、障害を持つ方々や介護予防にもつながるような方法を視野に入れまして、施設の整備ができればというふうに考えているところでございます。</p> <p>(自席より、2つ目の質問かと発言あり)</p> <p>一緒ですので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>何で、しつこくこういうことを言うか、今、一次産業はどうなっているか、町長、考えておられますか、見ておられますか。</p> <p>農林産業、漁業、商業、すべての産業はですね、どうにもならん状況になっているんですよ。その中で、それを、立上げるにはね、町が主導して音頭を取って、引っ張っていかなければならないと、こう考えるのが私の考えでございます。</p> <p>その中で気力のない、あるいは、資力のない方を引っ張り</p>

込んで、そして引っ張っていくと、これがね、東洋町の町としての役割やと思っているんですよね。

2番目の質問も、もう終わりましたが、答弁いただきましたが、これは、やめちょこか。

次の質問に入ります。

2番目の質問に入ります。

町農業再建への支援策について、お聞きしたいと思います。

儲かる農業への町支援を聞くとこういうことであります。

農協は、今回のですね、合併計画案の中に、農家所得の向上をスローガンに、後継者対策や有害鳥獣被害防止、あるいは、耕作放棄地対策、加工品の開発などを盛込んでおります。

町としてもですね、儲かる農業への転換を合い言葉にね、町基幹産業を立て直そうではありませんか。

そのためには、町として、農協計画にも協働、もしくは、支援する考えはないか。この農協の計画に対してね、お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えをいたします。

農協もですね、平成31年の1月1日から、県一に合併されることになっております。

これまでにも、農協側からの要請につきましては、その都

	<p>度、支援をしてきたつもりでございます。</p> <p>午前中ですね、光センサーですかね、あれの導入につきましても、何百万かの町からも補助をしているところでございます。</p> <p>また、統合に向けましては、茄子部会では、コンテナが統一されるというようなことも、お聞きしておりまして、茄子部会の方々からの要請を受けて、9月議会でしたかね、コンテナの企画統一に伴う個人負担の軽減策への支援を、すでに、しているところでございます。</p> <p>県の支援策も強化されるものと考えておりますけれども、町も当然に、応分の支援は、支援をしなくてはならないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>応分の応援、それだけでも、大きく前進したと喜んでおりますが、先ほど言われましたね、28年の12月18日が仮契約です、合併の。それから、1月の22日に総会で決定と、こういうスケジュールになっております。</p> <p>それから、2つ目に質問に入ります。</p> <p>農業再生への集約支援を問うと、こういうことでお聞きしたいと思ひます。</p> <p>このままでは、衰滅するしかない町農業ですけれども、今</p>

<p>議長</p>	<p>回の和歌山視察によって、今までのような個人経営で生食主体の柑橘農業では生き残れない、こういう感じを持って帰ってきました。</p> <p>農協もですね、合併を期に、集落営農を目指すと計画しておりますけれども、グループによる統合が実現した場合、あるいは、しようとした場合にですね、耕作放棄地の再生や新規農業への取組みに、町として、金的支援を求めたいがいかでしょうか。</p> <p>ちょっと早口ですみません、時間の関係で。お願いします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>これまでもですね、何度かお答えをしております。</p> <p>個人でも、法人でもですね、意欲的な事業者に対しましては、当然に、支援策を講じて参ります。</p> <p>集約化に取組み、耕作放棄地をですね、再生しようとする法人組織も出て参りました。</p> <p>すでに、本年度には、県の補助金の内示もいただいているとのことでございます。町としても補助制度の隙間となるような点も含めまして、また、複数の補助制度の組合わせなど可能な活用策を検討して、県の産業振興計画にも、年次計画承認となるように、後押しをしていきたいというふうに考えております。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>農業関係について、もう1点お聞きしておきます。</p> <p>3番目です。</p> <p>ポンカンが、今、どんどん廃園、あるいは、耕作放棄地が増えているんですけども、ポストポンカンの研究と新規開発事業への取組みということでお聞きしたいと思います。</p> <p>和歌山では、温州ミカンが主になっております。この加工品で成果を挙げておりますけれども、高知県は、ゆずの絶対量が不足して奨励されておりますね。昭和47年開園のポンカンパイロット事業のようなですね、国策、あるいは、県策、あるいは、町が取組んだですね、そういう企業支援も受けて、柚子や温州などの新品種による新規開発ですね、そういうことも、今後、考えていかなければいけないのじゃないかと思うのですが、町外移住者や新規就農希望者、企業などを全国に募って、4、5年かけてでも、法人組織で立上げてみようではありませんかという質問でございます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>先ほどの答弁と同じでございますけれども、すでにですね、</p>

	<p>県の補助金をいただいて、これから、遊休農地、あるいは、耕作放棄地、ポンカン園も含めまして、すでに、取組んでいるという方もいるわけでございます。</p> <p>そういった流れの中で、新商品、ポンカンに代わるのは、小夏であったり、あるいは、ゆずはですね、ちょっと先越されておりますので、小夏が出てきたというのは、やはり、小夏自体が隔年があるということで、他の品種に色んな取組みをされてきたというふうにも聞いております。</p> <p>一番の成功例が、デコポンではないかなと思っておりますが、これは、もうすぐに売れてしまいますので、ふるさと納税にはなかなか回せられないような状況にもあるわけでございます。</p> <p>このようにですね、今、耕作放棄地のポンカンは、そのままでは、なかなか難しいということで、伐採して、新たなものに挑戦していくというふうな話も聞いておりますので、町としてもできるだけ後押しをしていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島議員、再問ですか。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いや、新しい質問に入ります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ちょっと待ってください。ここで休憩します。再開は、</p>
--	--

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ほな、もう 1 つだけ、再問だけ、ちょっと聞いちょきます。</p> <p>町長、デコポンという話が出ましたが、そういうものであれば、これは、協力して具体的にやっていくという考えはあるんですか。</p> <p>それを、1 つ再問で聞きたい。</p> <p>町をあげてという、パイロットにするような形のことを言っているんです。</p> <p>(議席より、なかなか難しいと、発言あり。)</p> <p>個人的にやっているような</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>議席とのやりとりは、何を言いよるや、わからんき。</p> <p>ここで休憩します。</p> <p>再開は、3 時ちょうどでお願いします。</p> <p>休憩時間：1 4 時 4 6 分</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>再開時間：1 5 時 0 0 分</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

	<p>それでは、3番を質問させていただきます。</p> <p>被災死亡者ゼロを目指す震災対策についてということで、何点かお聞きしたいと思います。</p> <p>先ほどの答弁の中でも、課長からトイレについてはなるべく早く対応したいと、こういう答弁がございましたね。</p> <p>そこで、お聞きしますが、現在、東洋町ではですね、水深域にある避難場所54箇所のうち、まだ25箇所は、設置されていないんですよ。</p> <p>未設置の29カ所については、各地区と話し合いはできているのか。全避難場所への倉庫設置完了の年次計画を聞きたいと思います。</p> <p>まず、お願いします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、田島議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>未設置の地区においての話し合いにつきましては、本町において、現在、どのように整備するのか、計画、または、財源も含めて、まだ検討していない段階でございますので、話し合いはできておりません。</p> <p>よって、全避難場所への倉庫の設置の次年計画につきましても、現在は、お示しする段階になってございません。</p> <p>今後の財政状況を勘案しながら、検討して参りたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>住民さんの生命を守る一番大事なものをね、避難路は、ほぼ、できておりますが、避難場所の倉庫については、まだ半分以下なんですよね。</p> <p>聞くところによりますと、28年度は、甲浦東地区が計画されていると。29年度については、小池川の向こう側の個人持ちの山を借りて置くと、こういう計画があるようです。</p> <p>ようするに、年に1個ずつしかできていないんですよ。こういうことでね、あと20何カ所、30年かかるんですよ。こういう計画では、これは、まったく納得できない。</p> <p>1個100万円くらいするらしいです。そのうち、20個で2千万円、その2分の1が県負担ということになっております。</p> <p>そういうことであれば、全部やって、20個で1千万の町負担になるんですが、住民生命を守る避難倉庫こそですね、防災センターに2億円つぎ込んだり、その他するよりも、まず、これに、取り掛かってもらいたい。</p> <p>町長に、29年度に、これを積極的に進めてもらう、そういう意気込みを、お聞かせ願いたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>

町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>順次、進めていきたいと思っておりますけれども、これはですね、建築確認がいるというふうなことが出てきまして、それで遅れているというふうに聞いておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>100万円のところを建築確認に30万くらいいるようですね。これはね、あんまりごとや。これは、何とかありませんでしようかね。</p> <p>甲浦地区でも、これのおかげで、小屋も建てたい、ガレージも作りたい、倉庫すら建築確認を取らなくてはならないと、こういう状況になっております。これは、ぜひ、また今度、課題として考えてもらいたいと思ひます。</p> <p>それでは、そういうことで町長にお願いしておいて、二つ目の質問に入ります。</p> <p>これは、先ほどの別の議員からと重複しますが、このできた避難倉庫の中にですね、どのようなものを置くかということですよ。</p> <p>確かに、テントなんかを置いているようでございますが、これは全天候型の雨が降った、あるいは、寒い時でも使えるようなテントですね。そこで、寝起きのできるようなテントやブルーシートではなくてね、そういうものとか、暖房器具、炊事道</p>

<p>議長</p>	<p>具、照明など、食料品も含めてですね、これは、もう、かちつとした備蓄をしていかなければならないと思うんですが、町の考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>必要備品につきましては、各自主防災組織から議員の質問のような要望をいただいております。多岐にわたっております。</p> <p>本町においては、どのような備品を役場において整備するのか、また、自主防災組織として、整備していただきたいのかを含めまして、内部で検討して参りたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>その保存食品についてはですね、保存期間がありますね。</p> <p>2分の1の県支援がある中でですね、例えば、年1回の避難訓練の時に、賞味期限の近づいた物から、みんなに試食していただいてね、補充を年々していくという形を取ったらどうかという提案がありますが、いかかでしょうか。</p> <p>これも含めますので、もうひとつ続けて言います。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>はい。どうぞ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういうこともひっくるめて、各自主防災組織の避難計画を策定してもらいたいと、こういうことでございます。</p> <p>各自主防災組織ごとにですね、防災や避難及び避難路の対応など、町の方からひな形を作っても良いと思いますけれども、そういう計画書を作ってですね、作成していただくと。</p> <p>こういう考えがございませんでしょうか、お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>保存食につきましては、この2年くらい前から、そのようなことを訓練時に実施しております。</p> <p>(自席から(？)と発言あり。)</p> <p>はい、実施しております。野根、生見、甲浦地区において。</p> <p>(自席より20何カ所全部かと発言あり。)</p> <p>そういう全部ではないです。</p> <p>(自席より、全部してくれと発言あり。)</p> <p>全部でございますか。</p>

それにつきましては、全部の対応の保存食というのはございません、今の所は。内部で検討して参りたいと思います。

それと、3番目の自主防災組織の避難計画でございます。

この件に関しましては、本町において、どこに避難場所があるか一目で分かるように、津波避難マップを作成し、全戸配布をいたしております。

そのマップにおいて、基本的に各自主防災組織の皆さま方が、本町において、整備した避難路を確認していただきまして、南海地震発生後、直ちに避難するといった意識を持っていただきたいと思っております。

このように、計画というより、一目瞭然で簡単に分かるものが皆さま方にとって一番分かりやすく、その方が、それぞれの事情も自分自身で考慮でき、実際に即したものだと考えております。

それと、避難路の案内表示、誘導灯も整備いたしておりますので、それらについても、普段からご確認いただきまして、普段から役立ててくださいますよう、お願い申し上げます。

また、その他の計画につきましては、内容が種々ございますので、それにつきましては、また、内部で少し検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

議長

7番議員

(田島 毅三夫議員)

前議員との答弁との矛盾と申しますか、ありますが、ちょっとお聞きしますが、課長やら町長はこう言われましたね。自主防災組織の責任と申しますか、役割というのは、人数不足の中でね、職員さんやら、消防やら、色んなものが、人数不足の中で、住民さんをいかにして救助していくか、あるいは、対応していくか、そういうことも考えていただきたいと、こう言われましたね。

そういうことであればね、私は、各避難場所、自主防災組織の中に、そういうことも踏まえたですね、計画をちゃんと作らなければ、その時、その時、個々に対応するとか、そう言われましたが、そんなことで、震災に対応できるんですか。

だから、今ある避難場所、自主防災組織ひとつひとつが状況が違うんですよ。高いところ低いところがありますが、多いところ、少ないところもある、人数のね。子どもの多いところやら高齢者の多いところいろいろあります。

そういう、各それぞれの自主防災組織、それぞれの計画が、練らなかつたら、今、言われた、町が、人数が足らんから、お願いしますというようなことにしたって、これは、受け入れられない、この自主防災組織は。

そういうことから、計画書を作っていただくということでございます。

もう一度答弁をお願いします。

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

議長

<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>それぞれの計画ということでございますが、反問という形になるんですけれども、どのような計画ということを考えられているんでしょうか。</p> <p>ちょっとお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>今のは反問ですか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>反問なら、反問しますと、手を挙げて言ってください。</p> <p>反問ですか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>はい。それでは、反問いたします。</p> <p>それぞれの計画というのは、種々ございますが、具体的に、どのような計画のことを考えてらっしゃるのでしょうか。</p> <p>ちょっと、その辺のところ、私の方で、ちょっと、不明確なものですので、教えていただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>反問に対する答弁をいたします。</p> <p>こういうことをね、担当課長がよ、総務課長、元危機管理課長でしたが、反問するような状態ですか。</p> <p>ほな、言わしてもらいますが、自主防災組織とは何ですか、これは、ほんなら。逆に、反問させてもらいますが、ね、先ほどの答弁にもありましたけれども、自主防災組織というのはね、これもすみません、時間に入るんですか。入らんね。そしたらゆっくりやらせてもらいます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>簡潔にしてくださいよ。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>要するに、自分たちが、地区、地域がね、自分たちで自発的に作った組織なんですよ。</p> <p>それは、何かというたら、自主的に、防災に対応している組織、読んだとおりです。その中には、自分達は避難をして、防災して、それから、避難後、それから復興、それにひっくるめた連携したですね、そういう対策をしていくという組織なんですこれはね。</p> <p>ただ今、それは、まだ、かちっとできていないから、この各組織の中では、それは、把握できていないところもあります。</p> <p>そういうこともありますので、どうですか課長、まだ分かりませんか。分からんならもっと言いますが。</p>

	<p>sonde ma a,避難する、防災もありますね、自分たちが組んで、自分たちの地域の住民さんを守っていく、財産を守っていく、そういう防災があります。</p> <p>それから、いざという時に、避難する責任があります。それから逃げた後の対応、皆がどのようにして避難場所に逃げた後、グループで、どのようにして対応していくか。そういうこともあります。</p> <p>それから、その後のこともあります。復興について、また、そのグループが、いろいろと協力しながらやっていると、だから、防災避難、それから避難生活、それから、対応が復興等についてですね、そのグループグループで、それぞれが、力を合わせて対応していくという、これが自主防災組織の役割です。</p> <p>まだいきませんか。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>もう、反問ではございません。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>反問期間は終わりました。</p> <p>正常に戻ってください。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>だいたい分かりました。</p>

	<p>それぞれの計画というのが、どこまでの範囲に及んでいるのかというのがありましたので、最後の方にですね、その他の計画につきましては、内容がたくさんございますので、内部で検討させていただきますということを、答弁させていただいたんですけれども、なかなか、その計画というのがですね、多岐に渡るものですから、どのようなイメージをされてたのかというのが、ちょっと聞きたかったわけでございます。</p> <p>失礼いたしました。以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だからね、再問で自主防災組織の仕事の役割がなんというよ うな再問が出ること自体がわしは、これは議長、今度からそん な再問、受付な、もう。</p> <p>4番目の質問に入ります。</p> <p>東北震災の復興状況を参考にして、高台造成、移転計画の提 案ということでちょっとお聞きしますが、東北では5年半、5 年9ヶ月でしたかな、経って、未だに高台のないところは帰還 ができていないと、こういう状況になっておりますね。</p> <p>帰ってくる人も、疎開地から帰れない人も次第にそこに定住 してしもて帰還者が減っていると、こういう状況であります。</p> <p>何よりも大事なですね、生命、財産、人生といえますか、す べての生活を捨ててしまうと、こういう津波でございますが、 その損害を少なくなるように子や孫のためにも今こそ高台の造</p>

	<p>成による移住といたしますか、高台に移住するという事は、非常に私は大事やと思うんですよ。</p> <p>これはね、確かにお金がかかりますが、これから、復興について、家を建て直したり、インフラを整備したりする時に、高台移転しておれば、そういう面がもの凄く助かるんです。</p> <p>初期投資が、仮に、いったとしても、ぜひこれはやっていただきたいが、町長の考えをお聞きしたい。検討の段階でかまんきにやっていただきたい。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>議長</p> <p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>何回か、この件を、ご提案をいただいております。</p> <p>これまでもですね、まずは、明日起こったらっていうようなところから始まっておりますが、まず、ヘリポート用地を取得したいということで取組んできたところでございます。</p> <p>その用地を取得して、それからヘリポート、それから避難倉庫ですかね、の建築も済んでおりますが、この用地の取得でもですね、訴訟になっておりまして、今年の10月に結果が確定したところでございます。</p> <p>それを受けまして、その入口付近の用地も取得したいというふうに考えております。できれば、その周辺の用地も確保したいというふうに考えておりますが、何事もですね、地権者の同意が優先されます。必要でございます。用地交渉は慎重でなければなりません。このヘリポート用地のですね、契約までには</p>

<p>議長</p>	<p>2年間以上要しております。財政の許せる範囲での財源措置の検討も必要でございます。</p> <p>また、高規格道路の詳細ルートも明らかになろうとしておりますので、そのことも念頭に用地の確保を検討していきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>残り時間24分でございます。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>町長、そう言われました。</p> <p>私は、そこまで進めてくれとは言ってませんよ。用地の交渉やどうやこというまで、私は、そういうことを町全体でね、浸水域の方達皆に集まってもらって、そういうことが必要かどうかからでもかまんです。</p> <p>要するに、みんなに集まっていただいて、いろいろ意見を出し合ってもらおうと、高台移転あるいは復興についてね、そういうところから始めてくれませんか、こういう検討をしてくださいとこう言っているんです。</p> <p>それを、先にお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>

総務課長

(生松 克祐総務課長)

田島議員のご質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃられている主旨は大変よく分かります。

しかし、この件に関しましては、本町に取りまして、莫大な財政が伴います。また、それだけではなく、住民の自己負担も相当な金額にものぼります。本町は、インフラされた高台が現在ないといっても過言ではございません。また、今後、高規格道路が整備されようともしています。

現在のところ、様々な状況、財政を勘案してという段階でしか答弁ができません。また、机上ということですが、机上では、ある程度、協議ができると思います。浸水区域の住民の方を集めて机上の協議となってもですね、その協議の中には、インフラ整備事業の内容とか、その財源、そして、高台移転にかかる整備の財源、想定される住民負担など、課題を一定クリアするためのお示しする資料も、やはり、必要ではないかと思っております。

そうしないと、机上の議論といっても、あそこの場所はいいねというような程度くらいしかできないと思います。そのような机上はできますが、より具体的になってきますと、ちょっといろいろ資料を備えなければ、なかなか難しいのではないかと思いますので、現在は、その高台移転について、まだ具体的な案というのはお示しができていない状況でございます。

ご理解の程よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

だからそういうね、具体的なものを示さなくていいんですよ。

要するに、その前段から入りましょうと、立上げましょうと、こういうことなんです。以前、去年か、一昨年でしたか、その前やったかな。この生見庁舎の近辺の方から山を無償で提供すると、これを使ってくださいと町に申出がありました。そういう時にでもね、やはりその人と直接会って話をしてからそういうことを煮詰めていくというような、そういう動きもさえもしなかったんですよ、町はね。そこを、言っているんです。

避難路や避難場所の整備はできてもね、自主防災組織がしっかりと対応できたとしてもですよ、要するに、避難場所に避難をして、何日かおって、帰ってきた時に家がないんですから、道もない、家もないんですから。その時にどうするんですか。そういうことにならないために、私は、今のうちから、いきなり全員上がれとは言いません。建て替える人、新築する人から順次上がってもらうという形でも良いと思うんですよ。

要するに、徐々にでもかまんから、そういう被害を少なくする、人命を守るために高台に移転をするという目的をもって検討、研究をしていきませんかと、こういう提案でございましたが、これは、また町長、これは、3月議会でやらしてもらいますので、よろしく願いいたします。

それでは、5番目の質問に入ります。

起震車体験と振動対策についてということで、一つ質問させていただきます。

7日の起震車による震度7による振動体験をさせてもらいま

	<p>した。固定されたですね、机の脚に両手で、しがみついちよつても飛ばされるくらいの震度7の振動やったんですよね。</p> <p>これを体験した時に、今までの浸水とか、津波のことを心配しておりましたが、それ以前に、振動対策が非常に大事になると思います。若い者でも、それくらいですから、高齢者、あるいは、病弱な方なんかやったら、とても、これは、その振動に堪えきれない、こういう思いがしました。</p> <p>そういうことからね、今後、町は津波の心配の前に発生時の振動被害をどう対応するか、大幅な見直しをしなければいけないのではないかと思います。</p> <p>担当課長から答弁を願いたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>発生時の被害にどう対処するかにつきましては、本町では現在、家具の固定に伴う補助金の創設でありますとか、それに伴いまして、防災士会の家具固定作業、連携しております。</p> <p>それと、木造耐震診断、改修の補助金も上積みして実施しております。</p> <p>住民の皆様におかれましては、これらの補助金を最大限活用していただきたいと思います。なお、狭い避難路への対処、特に、瓦の落下など、以前には、倒壊には、町道の所に鉄骨でも組めばというような話もございましたが、今現在、最善</p>

<p>議長</p>	<p>の対処方法というのが、ちょっと見いだすことができません。 どのような対処が良いのか、今後、様々な情報を収集して参りたいとは思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>柱のね、支柱をと提案したが、それを覚えちゃってくれたことはありがとうございました。</p> <p>やっとですよ、助かって、今、言われましたね、家具の転倒防止するとか言われました。そういう作業によって助かった、そして外へ逃げた、その時にね、落下した屋根瓦や割れたガラス、倒れた家などで足の踏み場もないような現状を考えた時に、3分、5分で来るとい津波にどうやって対応するんですかということなんです。</p> <p>だから、その対応を各自主防災組織で狭いところもあります、広いところもありますが、各そういう計画を、こういう場合にはどうするかということを練ってもらわんと、こういうことでございます。</p> <p>一度、振動対策から見直す必要があるこの検討というか、対策というか、それを、危機管理課で一遍対応してもらいたいが、そんな考えはございますか。</p> <p>そして、それを皆さんに、自分たちが勉強したことを住民さんに知らせてもらって、一緒になって自主防災と検討していき</p>

<p>議長</p>	<p>たい、そう思いますがいかがでしょうか。</p> <p>これで終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>反問権を使いたいと思いますが、止めておきます。</p> <p>なかなかちょっと難しい問題でございまして、各地区の自主防災地区における地区の避難路の事前点検というの、今後、実施して参ります。</p> <p>一部、中町等々、西かな、等も実施しておりまして、どこが狭い所とか、どこが広い所、どこが優先的に逃げたら良い所なのかという点検を、自主防災組織と一緒に随時していく計画にもなっております。</p> <p>その他、ガラスの落下などについては、家具固定についての飛散防止フィルムという補助金も出ますし、倒壊については耐震診断というところもございまして。</p> <p>それが、100パーセント防げるかといえ、ちょっとなかなか防げない状況でございまして、現実ですね、なかなか最善の対処というのは難しいのではないかと考えておりますが、これから、今後、情報もいろいろ集めながらですね、最善の方法も見つけて財源の確保、補助金等も見極めまして行ってきたいとは思っております。</p> <p>以上でございまして。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういうことを、自主防災組織と相談して、とこう言われました。そこなんですよ。私はこういうことを、全部自主防災組織と相談しながらやっていく、それは、自主防災組織の一つの役割なんですか。そういうことを、あなたは知っちゃって言よんのか、再問権やなんやて。</p> <p>6番目の質問に入ります。</p> <p>震災復興保険への取組みについて、ということでお聞きしたいと思います。</p> <p>8日の高新記事に、国による地震保険の公的支援制度の施行が出ておりましたね。流失した家屋の再建や震災後の再建のために、保険をかけていくと。広域による保険をかけていくと。</p> <p>今後、来年の3月がどうなるか決定するようでございますが、それから、各地方、县市町村に下りてくると思いますが、どうですか、こういうことは非常に大事やと思うんです。</p> <p>まだこれは、どういうものができるか分からん状態で返答もしにくいと思いますけれども、今後、自分たちの町をまたね、復興させるために避難して、家がなかったら、そのまま、その人達が戻って来れないということになったら、東洋町は、これは、潰れますんで、その人達が戻って来れるような形にするためには、やはり全額やなくても、ある程度の必要だと思いますので、この取組みを、また町長、もし、こういうことができたら取組んでもらいたいが、今の時点で構いません、考えをお聞きした</p>

<p>議長</p>	<p>いと思います。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>この質問にはですね、公的支援制度の施行というふうになっておりますけれども、これはですね、加入促進策の検討に入ったという報道でございます。何らかの支援策が施行されたという段階ではございません。</p> <p>この新聞にもですね、民業に対し、行政がどこまで関与すべきかが、議論の焦点となるというふうになっております。ですので、国の動向も注視していかなければなりません。制度の方向性も、まだ、検討されていないというふうに聞いております。現時点での情報だけではですね、明確な回答はできませんけれども、何らかの方法が示されましたら、当然、町もですね、上積みでありますとか、当然、県もしてくると思います。が、今こうしますということは言えませんので、よろしく願いしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>この問題はね、田嶋町長の時に、これは、一遍提案したことがあるんですよ。あの時には、高知の保険屋さんに頼んだら、</p>

今その商品はありませんが、そういう申出があつてすれば、東洋町なら東洋町だけの独自のこういう商品を作って販売できますとこういうことやったもんでね、今、取り上げたんでございますが、続いて、4番目の質問に入らせてもらいます。

観光立町をどう実現するか、という4番目の質問に入ります。

滞在型、リピーター、周年来町の観光ポイントの創出についてということでお聞きしたいと思います。

今現在、夏場は、海水浴客が来てくれております。そして、その間、いろいろとイベントもあります。その都度、たくさんの方が来てくださっておりますけれども、年間通じて集客の可能な観光立町を目指さなければならない、こういう考えなんですよね。

そのために、1問目をお聞きしますが、イベントを活用して年2回くらいですね、優秀品の製品化を目的に、賞金付の地場産品コンテストの開催を提案したいが、どうでしょう。

町長、お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

現在もですね、色んな行事、イベントも開催しているところでございますが、細かくきましたので、賞金付というところは、ちょっと、なかなか町から賞金を出すというのは、ちょっと工夫がいるかなあというふうに思います。

直接、賞金を公金から出すというのは、なかなか難しいので

<p>議長</p>	<p>はないかなと思っておりますが、言わんとするところは、よく理解するところでございます。</p> <p>来年の1月にもですね、こけらまつりと産業祭りということで、段取りをしているところですが、地場産品、特にポンカンを一度見直すためにもというような意見も出ておりますので、そのような状況のなかで検討していきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>久しぶりに、前向きな答弁いただきました。そんなことでこれは、よろしく願いしておきます。</p> <p>それから二つ目に、希望するサーファーのですね、これはもちろん、本人の希望しなければいけません、サーファーの氏名やメールといえますか、メッセージですね、そういうものを5センチないし、10センチくらいのプラスチックとか木片でも構いませんが、そういうものに記入して埋め込んだようなサーファーのモニュメントを前にも言いましたが、そういうものをどこか作ってあげて、その人達の記念になるようなものを作ってあげたいと思うんですが、町長、どうでしょうか、前向きの答えをお願いします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p>

町長	<p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>今のところ考えておりません。以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>また怒られるか分かりませんが、あちこち私も回ります。勉強もかねてですけれども、ストレス解消にもなります。</p> <p>それで、そこで見ると、どこの観光地に行ったってですね、観光で立とうとする町は、展望台があるんですよ。どこ行っても展望台があります。そういう意味でですね、この観光地において、展望台があるなしというのは、これは、評価を左右するというくらい、私は大事やと思っています。</p> <p>前に、野部の入口の山の所を県から使うなら使ってもかまんという返事をいただいたんですが、そこか、岡崎石油の国有地がありますね。あそこの岡崎石油の出っぱなです。あの上くらいやったら、私は、そう費用もかからんと思うのですが、町長一遍この新しい観光協会ができたときにですね、立上るといいますか、出発した時に一緒になってから、そういう展望台の設置ということは考えてもらえないでしょうか。</p> <p>前向きの答えを、お願いしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p>

町長	<p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>財政が許せばですね、そのようなことも考えていければ良いと思いますが、現時点ではですね、なかなか用地のことも含めまして慎重な答えしかできません。</p> <p>ご期待に添うような答えができませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>町長、お金のことは分かります。分かりますが、そう莫大なね、県国からの応援が貰えたらですね、そうほんなに、町負担が大きくならないと思います。これは、今後の課題としてひとつ機会があればテーブルにのせてください。</p> <p>4番目の質問に入ります。</p> <p>選挙区が合区になりました。県境を越えた機会にですね、観光も例えばですね、海水浴は東洋町に、遊覧や温泉は海陽町にとかいうようにね、また、各種イベントの共催も特に海陽町、うちはターゲットにしておりますけれども、との連携を密にしてやっていくと、ゾーンとして、ともに発展していくという考えはございませんか。お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p>

町長	<p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>今もですね、ともに発展していくということで取組んでいるところでございます。</p> <p>これは、選挙の合区とは、まったく関係がございませんが、これまでの諸行事にいたしましても、イベントにいたしましてもですね、海陽町と一緒に、あるいは、宍喰町、海部、海南町、また、室戸市も含めまして、本町も参加をしたり、来ていただいたりというふうに、広域的な取組みをしているところでございます。</p> <p>それは、個人にも団体にも参加をしているという取組みをしておりますので、ぜひ、そのようなイベントにもですね、お顔出しをしていただければ、町の職員も土日休まずにですね、参加をしているという状況も把握していただきたいと思います。</p> <p>また、民泊事業なども、本年から取り入れている所でございます。行きすぎましたかね。白浜のホテルも観光の拠点施設の一つとして、利用策を県も検討していきたいというふうな声もかかっております。</p> <p>また、観光地ということであれば、今までも取組んで参りましたサーフィン大会ですね、これも、来年には、10月28日29日に、全日本大会の年間チャンピオンを目指す最終戦が開催されるということが決定されております。</p> <p>この大会はですね、ちょっと話がそれますが、この大会は、次年度以降の国際大会へ派遣する日本代表を選抜する大会と位置づけられています。選手、関係者で、328名程度、家族連</p>
----	---

<p>議長</p>	<p>れを合わせれば、400名くらいになると聞いております。</p> <p>これまでも、サーフィン大会の誘致や若者交流人口の拡大策にも若い方々の意見も取り入れて、取組んできたところがございますが、モニュメントまでには至っておりません。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>町長の答弁から今ありました。</p> <p>ホテルも、いう対応をしていくというようなことも聞かれましたが、温泉がないというのは、ひとつの大きな欠点ですね。</p> <p>話は別にしまして、こないだ東洋町じゃありません、海陽町でフォーラムがありましたね。将来、高速道が開通したら便利になると、その誘致ということでありましたが、私は思ったんですよ。高速道が開通すると便利になる一方、素通りの区間となって経済効果が半減すると、こう心配しております。</p> <p>そのためにもですね、先ほども言いましたように、土佐阿波観光海岸ゾーンですか、これは、仮称ですけども、私の考えですが、そういうもののゾーンとして、協力体制をとってですね、少しでも素通り客を呼び込める施設、観光ポイント、そういうものを発掘していかなければならない。そして、興味と集客力のある観光スポットにしなければならぬと、こう思っているんですよ。</p> <p>そのためには、農林漁業はじめ、震災対策も含めたですけれ</p>

<p>議長</p>	<p>ども、連携と協力が必要になってくると思います。そういう意味からも、まず首長さん同士がね、一遍綿密に海陽町と連携を取りながらそういうことを前進させていただきたいと思いますが、町長の考えお聞きしたいと思います。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p> <p>(自席よりあと何分あると発言あり。)</p> <p>残り12分です。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>連携ということでございますが、行政報告でも申し上げましたが、やっとですね、海陽町も合併して10年ですか、そういう流れの中で東洋町も、やっと連携が強化できるようになってきたというふうに思っております。</p> <p>まず、議会からということで、この数年前から交互で交流をしていると、来年の1月には、安芸郡の議長、副議長全員、それと、海陽町というように議員レベルから交流を深めていくということになっております。</p> <p>高速道路の陳情ではですね、東南部連盟を中心に阿南安芸自動車道4団体がありますが、それぞれの活動と全体でいく活動というようにやっていっておりますし、高規格道路だけではなくて、議員レベルでの交流を深めていくという段階にきておりますので、ぜひ、参加、今回は、議長、副議長でなければ参加できませんけれども、そういう動きになってきておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>現状ね、トンネル越したら海陽町です、徳島県です。そういう地理的な関係もあるんですけども、本当に、ほとんど東洋町と海陽町はですね、一体になったような商業を含めた主体にした活動ですけどもね、連携ですけどもなっております。</p> <p>そういう意味から、私は、やはり遠いところよりも、なるべく近い所と連携を密にしてね、一体となって、それから向こうへいくものはいっても仕方ない、けれども、こちらへ来るものは、こちらへ引っ張ってというような連携を取るようなね、そういう仲の良い絆を作らんといかん、そのためには町長からとお願いしたんですが、これは議会もやらんといけませんね。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>議会は、やっていますよ。</p> <p>ぜひ、参加を願います。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>二つ目の、大人も子どもも、楽しめる施設の創出私案ということでお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>全部一つにしたらどうですか。</p>

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

1 番から 6 番までありますが、全部 1 つずつ言うてから、まとめて答弁もらいます。

1 番目に、誰でも楽しめる釣り堀や川や海の仕掛け漁の体験を企画しませんかというのが 1 つ目です。

2 つ目に、トローリングやイカのしゃくり漁、ランプ漁など、もう、ほとんど今は廃止さかかっておりますが、そういう昔のそういう漁法ですね、再興さすようなことを推進しませんかと。

それから 3 つ目に、楽しい海水浴場として、イカダの設置や休養村で漁具や漁法などの展示をするような、それから東洋町の歴史、風俗、民具、そういうものを展示してから来たお客さんが 1 日中楽しめるような、そういう施設にしませんかという提案でございます。

4 つ目です。夏場、白浜でスポンサーを募り、賞金をかけた東洋町杯ビーチバレーの大会を開催してはどうか。定着すれば、サーフィンよりも、一時的ですけれども、集客力が増えるんじゃないかということでございます。

それから 5 つ目に、住宅を提供してですね、税を免除して小説家や芸術家など有名人の移住を求め、創作活動をしてもらえば、町の実益を兼ねたアピールにもなると考えますが、いかがでしょうか。

最後になります。6 つ目に、東洋町八景、十景の公募と認定をして、写真集や絵はがきなどで、宣伝してはどうかという提案でございます。

<p>議長</p>	<p>まとめてで結構ですので、答弁をお願いします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>たくさんのご提案ありがとうございます。</p> <p>久々に、釣り堀というご提案もいただきました。ありがとうございます。</p> <p>できるところからやっていくという流れの中です、すでに、イベントの中でも川の海老捕りの体験とかですね、そういったこともやっております。</p> <p>催事などのビデオ作成、これも放映しております。海の駅に行ったことございませんか。</p> <p>(自席より、月に何十回も行っていると発言あり。)</p> <p>毎日流しておりますが、気がつきませんか。それも、リニューアルしていかないかんというふうに思っております。もう数年経ちましたんでね。放映しております。</p> <p>(自席より(?)と発言あり。)</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>町長、反問ですかそれは。</p> <p>反問するなら反問と言ってくださいよ。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>反問するほどのことではありませんが、色んな行事をやって</p>

	<p>おります。</p> <p>ビーチバレーなんかでも、行事の中に取り入れてやっております。綱引きをやったりとかですね、色んなことをやっております。1回も見たことないんでしょうかね。</p> <p>できるところからやっていくということでご理解を願いたいと思います。色んな案も出てきてですね、若い人が取組んできておりますので</p> <p>(自席より、イカダの設置はと発言あり。)</p> <p>(自席より、自席での発言は控えてもらいたいと発言あり。)</p> <p>検討したいと思います。以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>再問というよりも、る々列挙しましたが、こういう意見やアイデアはね、広く住民さんに募っていただいて、これは私一人の意見です。ほやきに、ほんのちっとばです。</p> <p>住民さん2千何百人、ほら、いっぱいアイデア持っていると思いますので、そういうアイデアをどんどん引き上げていただいて、出していただいてね、そして、検討していただきたい。どっちにしましても、こういうなんぼ案が出て、検討する姿勢がなくてはね、意味がないんです。ぜひ、今後は、こういう提案に対して、真摯に真剣に検討するようになりたいと思います。よろしく願いしておきます。</p> <p>続いて、5番目の質問をさせていただきます。</p>

経済的弱者及び高齢者支援対策を問うということで、2点か3点か出しておりますが、ちょっとお聞きします。

高齢生活弱者の支援ということは、これは大事なことなんですよ。今聞きますと、生活保護を受けている方もいっぱいいます。それから、住民税の非課税の方もいっぱいいます。2500人の人口の中で、千何百人でしたか、それだけの方がその対象に該当していると、こういう状況なんですよね。

高齢者65歳以上が50パーセント近くなっておりますが、その方の中に国民年金だけの方が400人以上もいると、ね。国民年金だけやったら4、5万ですよね。5、6万ですよね。その中で生活しているという方がそれだけおるんですよね。

そういうことを考えた時に、何とかその方たちを、老後安心して、少しでも楽にさしてあげるという方針のもとにね、現金直接支給か、物品による支援か、はたまた、水道やデーサービス料、医療費など、町の関わる各種利用料の減免は何か、29年度には計上してもらえないかと、そういう生きるための救済支援を求めたいがどうかという質問でございます。

町長、よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

各種サービスにつきましては、免除制度ですね、これはもう大幅に取り入れている現状があるということをご理解していただきたいと思います。

この医療保険も軽減措置も取られておりますし、国保会計をみればですね、分かりますように、県の指導では、保険料を上げなさいという指導を毎年いただいておりますけれども、それを据え置いてですね、毎年一般会計から5千万前後の補てんをしている状況にもあるわけでございます。

平成30年度から県保険事業は、県運営に統一されることも決定されております。このことで、納付金配分方法とその財源が、大変危惧をされている状況にもあるわけでございます。様々な高齢者支援策も保健福祉事業全体の中で優先(?)のなかで対応してきている訳でございます。そのなかでも、町単独での在宅介護手当月4万、これも単独事業でございます。福祉総合サービス事業にも町単独で1485万を予算化しております。

町単独での障害者対策も含めまして、国、県の様々な補助制度も導入しながら、なおかつ、ソフト事業分につきましては、過疎債を繰入れしてでも、やっているという状況があります。

福祉予算につきましては、安芸郡下では、予算的には、ひけをとらないような予算総額になっているわけでございまして、介護保険対策も含めまして、年2万ですか、これだけでも、2300万か400万、これも一般財源でございます。

そのように、福祉には、お金をかけているということでございまして、決算書を見れば一目瞭然でございます。そういう流れの中で、新たなもう1つ何かというようなご提案と申しますけれども、現時点では、なかなか厳しいなというところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

7 番議員	<p>7 番、田島毅三夫君。残り 7 分です。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>言われることは分かります。</p> <p>現状、支援を一生懸命やっていることもよく分かります。そのうえでも、今現状、私がお話したような現状なんですよ。それで、それなんですよ。だから、このままではいかんから、上積みと言えば言い方悪いですけども、できうる限りの今後支援をしてあげて欲しいと思います。朝の中にありましたが、町長の、議員の報酬を上げるやいうようなことをね、こんな時にできんですよ、私は反対しましたが。おかしいですよこれはね。これは余談です。</p> <p>2 つ目の質問に入ります。高齢者支援制度の財源についてと、これはお金が少ない、財源が少ないということであれば、こういうことをしてから財源を浮かしたらどうですかという提案でございます。</p> <p>現在、育児や子育てなどの支援対策などは充実しております。</p> <p>それと同じように、先ほど、町長が言われたものに、上積みするようなね、同様に、老後を少しでも楽しく安心して過ごせるような、そういう支援を何かの形で支援をしてあげていただきたい。</p> <p>そのためには、財源がいます。これはもう、決まったことですから仕方ありませんが、職員さんの給料、議員の給料、特別職の給料、そういうものをね、どうでしょうか、2 億何千万でしたかね、人件費は。ちょっと金額忘れましたが。仮に、5 パーセントでも良い、初任給の安い、職員さんの 1 級、2 級、</p>
-------	--

	<p>3級の方は別にしまして、やはり、お高い給料をいただいている方、我々議員も含めてですね、どうでしょうか、5パーセントくらいを来年ちょっと考えてみませんか、減額を。そして、その分をですね、弱者の方に回していくと、そういう提案をしたいと思いますが、町長、考えがあればお聞かせ願いたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>先ほどお答えしましたように、福祉対策にも多額の一般財源をつぎ込んでいるわけでございます。</p> <p>今般の人件費のことにつきましてもですね、事業の施策と対比して、高齢者対策と同時に議論することは、適正で公平な議論ではないというふうに思うわけでございます。</p> <p>と、言いますのは、地方公務員の給与は地方公務員法を根本基準といたしまして、各地方公共団体の条例に基づいて定められてまして、支払われることになっているわけでございます。この給料表の適用範囲もですね、国から限定をされまして、様々な抑制指導を受けてきたところでございます。</p> <p>先の9ヶ月間の全職員給与カット、議員さんにもご協力をいただきました。が、そのようなことにも対応してきております。</p> <p>また、人件費はですね、性質上扶助費ですね、や公債費というのが、町の起債の償還金のことでございます。と同じく義務的経費ということに位置づけられております。よほどのことで</p>

ない限り、通常の範囲で予算対応しなければならない経費ということになるわけでございます。

地方のですね、この東洋町の田舎の役所におきましても、この給与制度が労働の対価であるということを考えれば、やはり法的にも、その適正性を担保していくということが各自治体の運営として極めて重要なことだというふうに考えております。

勧告制度の実施を、一時的な議論だけで、人件費削除の首長と同一視してですね、実施をしなければ、その影響は、他町村並みの対処もできないということにもなるわけでございます。

また、現在から中長期的にも、職員の人材の確保という観点からいたしましても、また、施策の推進も困難となってくるといふふうに考えておりますので、せめて、人勧くらいは、完全実施をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

田島議員、先ほどから提案、提案という言葉が再々でありますが、ここは質問の場であって、提案する場ではないので、よろしくお願いします。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

やりませんかという質問です。

それでは、お聞きします。町長が今言われましたね、国の人勧は、断るわけにはいかんと、こう言われました。

しかしね、国の人勧いうのは、あれはね、どうですか、民間

	<p>の所得と比較して、職員給料は低いから上げろとこういう大体筋なんですよ。ポイントなんですよね。</p> <p>ところが、34市町村、高知県にもありますが、皆それぞれ経済状況は違います。所得も違います、住民さんの。東洋町は先ほども言われましたが、34番目でしたかね、徴税率も何もね。そういう状況のなかで</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>通告書から全然</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>説明しよんによ、町長の答弁に対する再問やきに、説明せんとわからんやろ。</p> <p>そういうように、東洋町の民間の給料に対して、東洋町の職員さんが、どれほど、格差があるかということを考えなければいけない。よその町やら、東京やら、そういうポイントだけのものでは、差が分かりませんので、これを、考えておいてください。</p> <p>それから、住民さんがあつての我々、我々は住民さんの生活を守るための責務を持っていると、職員も議員も一緒です。そういう認識を、まず、持っていただきたいと思います。そして、その後で、どう対応していくかということに認識を改めてもらいたいということで次の質問に移ります。</p> <p>あと何分ありますか。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p>

7 番議員	<p>3分。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ドローン導入と利活用の奨めということでお聞きします。</p> <p>和歌山の早和果樹園では、みかんの病気はないか、水分や養分は大丈夫か、みかんの熟れ具合まで、7ヘクタールの1本1本の点検をですね、ドローンで行っておりますが、操縦もスマホを使ってセットすれば、機械が勝手に動いてくれると、こう聞いております。</p> <p>1機20万円いりますけれども、1回30分の飛行が可能であり、これがあれば、災害時の山や川の被害状況、有害鳥獣策や日曾谷のように登れない町有林の点検、サーフィン大会や海水浴の空撮、軽量の資機材の搬送なども容易に可能となります。</p> <p>その他活用範囲は無限であります。現在可視範囲しか飛ばせないという規定がありますけれども、それは今後、クリアされていくと思います。</p> <p>国の資格制度制定前の28年度導入を、ぜひ、求めたいが、考えをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、田島議員のご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>前回同様のご質問がございまして、それから、いろいろ業者さんにもお訪ねをして、模索して参りました。</p>

その結果ですね、ドローンについては、本町内に所有している方がおられます。それは、操縦もできるんですけども、操縦も含めた有償という借受け、もしくは、委託ということを役場側から少し提案してですね、打診をいたしました。

その結果、決定ではございませんが、使用内容について、ケースによってできない事柄事項、行事などもございますが、内諾をいただいております。

なおですね、本町での購入となると、職員の操縦の研修も含め、費用がかかりますし、ドローンの使用回数の状況、メンテナンスも必要でございます。消耗品の交換なんかも必要でございますので、そういったものを勘案した場合ですね、今のところ必要に応じて借受けた方が、有効ではないかとは思っております。

本町において必要が生じた場合にですね、この話を本格的にその方とお話をして、委託の体制を整えていきたいと思っております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

民間を利用、活用するのも結構ですが、東洋町はね、行政が主体でやっていきたいと思いますという提案なんですよ。

全質問総括して、町長にお聞きしますが、意見や提案を出してくれということはよく言われますね。そこで、こういう意見

やら提案やら質問をしているんですけれども、住民所得の向上とかね、産業振興、町活性化策の提案などを提案してきました、また、質問もしてきました。

しかし、ほとんどが、検討課題にも上がらないような状況でございます。しかし、これではね、町長のいわれる60年後の町人口2千人確保すると、こういうことはね、できますか、今の東洋町の状況で。だから、そういうことを、2年何ヶ月の町長の任期の間に、軌道修正ができるくらいの転換をしていただきたいということをお願いしておきます。

それから、最後に7番目の質問に入ります。

町有財産の管理及び活用について。日曾谷町有林の今後の活用、管理計画を問うということで、1点だけお聞きしたいと思います。

日曾谷町有林は、前町長が18町歩を180万円で購入し、シイタケ原木として、販売する目的で、ナラやクヌギなどを5千本、花見用にと桜を1200本、その周囲2キロに渡り害防護用ネットを張って、約360万かかりましたが、その後、手を入れずに放置、現状、原野になっております。それは、皆さん知っていると思います。

この町有林を、今後、どのように活用し、管理するのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

(今宮 裕明議長)

松延町長。

議長

町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>お答えいたします。</p> <p>ご指摘の山林はですね、現在、森林や雑木で水源の涵養機能を持つ山林でと考えております。森林の水源涵養機能とは、大雨が降った時の急激な増水を抑えたり、しばらく雨が降らなくても、流出途絶えないようにするなど、水源山地から河川に流れ出る水量や時季に関わる機能ということになっております。</p> <p>広い意味では、水質浄化を含む役割も果たすということになっております。はげ山ではなくてですね、現状でも森林として野根川の水質保全にも十分役立っていると考えているところでございます。</p> <p>この件はですね、田島議員から住民監査請求も提出されておりました、監査結果も出ているようでございます。精査はしておりませんが、近々提訴されるということも想定をしておりますので、今のままでも十分機能はしていると考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>放置して置いても木は生えます、町長。</p> <p>そのための涵養林という目的ではありません。</p> <p>それから、水源涵養林にフェンスはいりますか。200メートルというような妨害を防ぐ、それも詭弁です。</p>

	<p>それから、住民血税540万円もつぎ込んで、放置した行政責任は、誰がとるかという質問を最後にさせてもらいます。</p> <p>これで終わりですね、時間。</p> <p>終わります。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>訴訟を想定しておりますので、これ以上の答弁は差し控えさせていただきます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島毅三夫君の質問が終わりました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は、すべて、終了しました。</p> <p>これにて、本日の会議を閉じます。</p> <p>これで、平成28年第4回東洋町議会定例会を閉会します。</p> <p>どうも、お疲れさまでした。</p> <p>これにて、議会放送を終了致します。</p> <p>(閉会時間：午後4時12分)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員